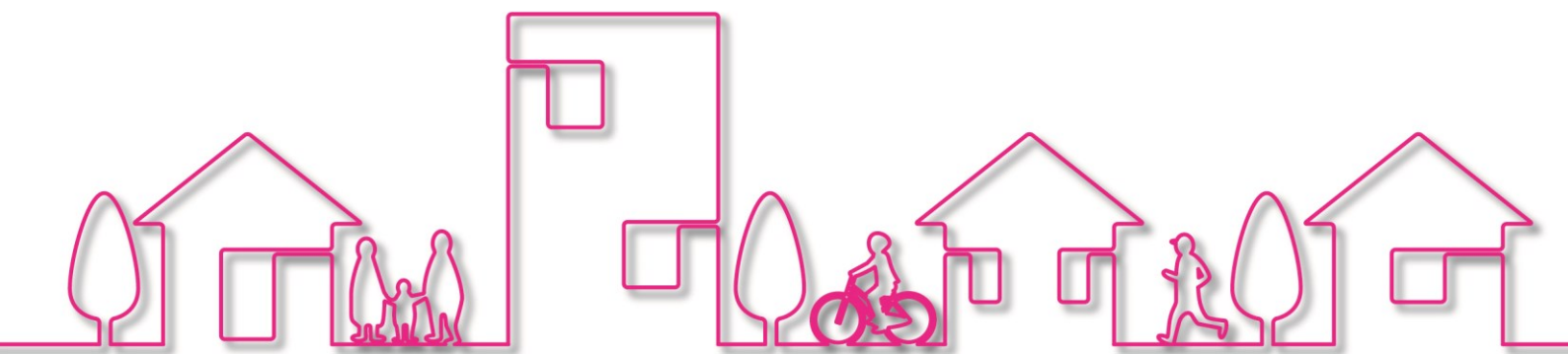


# 第2次犬山市建築物耐震改修促進計画 (案)



平成28年3月

犬山市

# 目次

<b>序章 計画策定にあたって</b> .....	1
1. 計画策定の背景と目的等 .....	1
2. 上位計画並びに関連計画 .....	8
<b>第2章 犬山市の現状</b> .....	18
1. 人口 .....	18
2. 土地利用の現状 .....	18
3. 建築物の現状 .....	19
<b>第3章 耐震化の現状と目標</b> .....	20
1. 耐震化の現状 .....	20
2. 計画の目標 .....	24
<b>第4章 住宅の耐震化及び減災化の促進</b> .....	26
1. 住宅のこれまでの取組 .....	26
2. 建築物のこれまでの取組 .....	29
3. 関連する安全対策の取組 .....	30
4. 耐震化の促進に向けた課題 .....	31
<b>第5章 住宅の耐震化及び減災化の促進</b> .....	35
1. 施策の方針 .....	35
2. 耐震化の促進 .....	35
3. 減災化の促進 .....	38
<b>第6章 建築物の耐震化促進</b> .....	40
1. 施策の方針 .....	40
2. 耐震化の促進 .....	40
3. 市有施設 .....	42
<b>第7章 関連する安全対策の取組</b> .....	43
<b>第8章 計画の達成に向けて</b> .....	46
1. 耐震化及び減災化に向けた役割分担 .....	46
2. 計画のフォローアップ .....	46
<b>資料編</b> .....	48
1. 耐震診断受診者へのアンケート調査結果 .....	48

# 序章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と目的等

### (1) 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、たくさんの人命や財産が失われました。死者数の約9割が住宅・建築物の崩壊によるもので、昭和56年5月31日以前の耐震設計基準（旧耐震設計基準）に基づいて建築された建築物に被害が多くみられたため、改善を図ることを目的として、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下、「耐震改修促進法」という。）」が制定されました。平成17年12月に改正施行された耐震改修促進法に基づき、平成18年度に愛知県は「愛知県建築物耐震改修促進計画―あいち建築耐震プラン2015―」を策定しました。県の計画に即し犬山市（以下、「本市」という。）において平成20年3月に「犬山市耐震改修促進計画」（以下、「旧計画」という。）を策定し、昭和56年以前の耐震基準で建築された木造住宅の耐震化率を平成27年度までに9割とする目標を定め、住宅や不特定多数の人々が利用する特定建築物、防災拠点となる公共建築物を中心とした建築物の耐震対策の促進に取り組んできました。

近年では、大地震が頻発しており、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震、平成23年3月の東日本大震災、平成26年11月の長野県神城断層地震等では大きな被害が発生しました。

平成24年8月に中央防災会議より発表された「南海トラフ巨大地震の被害想定」では、東日本大震災のような巨大地震を想定しており、建物被害のうち揺れによる全壊数は約62万7千棟（地震動の場合）で、耐震化率（現状約8割）を約9割まで上げることによって、全壊数は約40%減少、想定死者数は85%減少するとの推計値が報告されました。

こうした状況を踏まえ、平成25年11月に耐震改修促進法が改正施行され、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第1055号）（以下、「国の基本方針」という。）では、住宅の耐震化率を平成32年までに少なくとも95%とする目標が示されました。愛知県では平成24年3月に「愛知県建築物耐震改修促進計画―あいち建築減災プラン2020―」（以下、「県計画」という。）が策定され、平成32年までに住宅の耐震化率を95%とする目標に加え、新たに住宅の減災化を目標を定めました。

平成27年度をもって旧計画の計画期間が終了することから、また、耐震化に関する国や県の制度の見直しが行われたことから、本市でこれまでに実施された耐震化の取り組みの確認と、旧計画の見直しを行い、減災化の考え方を取り入れた「第2次犬山市耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

表 耐震改修促進に関する国の取組み

主な地震	時期	改正耐震改修促進法等の経緯
新潟県中越地震	H16. 10. 23	
福岡県西方沖地震	H17. 3. 20	
	H17. 3. 30	「地震防災戦略」中央防災会議決定 今後 10 年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標
	H17. 12. 25	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行
	H18. 1. 25	「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」告示 住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約 75%を、平成 27 年までに少なくとも 90%にすることを目標
	H18. 1. 26	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正施行
	H18. 4. 21	「首都直下地震の地震防災戦略」中央防災会議決定 住宅の耐震化率 90%（全国）を目標 特定建築物の耐震化率 90%（全国）を目標
能登半島沖地震	H19. 3. 25	
新潟県中越沖地震	H19. 7. 16	
岩手・宮城内陸部地震	H20. 6. 14	
	H22. 6. 18	「新成長戦略」閣議決定 住宅の耐震化率を平成 32 年までに 95%とする新たな目標
東日本大震災	H23. 3. 11	
淡路島地震	H25. 4. 13	
	H25. 10. 29	「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」改正告示 住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成 27 年までに少なくとも 90%にすることを目標 住宅については平成 32 年までに少なくとも 95%にすることを目標
	H25. 11. 25	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正施行
	H26. 3. 28	「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」中央防災会議決定 住宅の耐震化率平成 27 年 90%（全国）、平成 32 年 95%（全国）を目標（平成 20 年推計値約 79%（全国）） 多数の者が利用する建築物の耐震化率平成 27 年 90%（全国）を目標（平成 20 年推計値約 80%（全国））
長野県神城断層地震	H26. 11. 22	

資料：気象庁 HP「震度データベース」、内閣府 HP「防災情報のページ」

## (2)計画の目的

平成 25 年 11 月 25 日に改正施行された耐震改修促進法第 6 条第 1 項において、市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされています。そこで、本市における耐震化対策の促進を図ることを目的とし、愛知県で定める県計画に基づき、計画を定めます。

## (3)計画期間

本計画の期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。また、制度の見直しや大規模な災害の発生等により、見直す必要が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

## (4)対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象とします。とりわけ、昭和 56 年 6 月以前に着工された住宅及び耐震性のない<sup>※1</sup> 特定既存耐震不適格建築物<sup>※2</sup> 等に含まれる建築物を対象とします。また、本計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対する減災化を促進していきます。

### ■住宅

戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）併用住宅を含む全ての住宅

### ■特定既存耐震不適格建築物等

区分	内容	耐震改修促進法
特定既存不適格建築物	多数の者が利用する建築物	法第 14 条第 1 号
	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法第 14 条第 2 号
	その敷地が都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物	法第 14 条第 3 号
要安全確認計画記載建築物	都道府県耐震改修促進計画に記載された災害時に公益上必要な建築物	法第 7 条第 1 号
	その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る）	法第 7 条第 2 号
	その敷地が市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格（耐震不明建築物であるもの）に限り、第 7 条第 1 号に挙げる建築物であるものを除く。）	法第 7 条第 3 号

※1 耐震性がない建築物とは、昭和56年5月31日以前に着工された耐震不明建築物及び耐震診断の結果、耐震性がないことが明らかな建築物。

※2 特定既存耐震不適格建築物とは、耐震改修促進法第14条に示される建築物で第1号から第3号に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第3条第2項（既存不適格）の適用をうけている建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）。

多数の者が利用する建築物(法第 14 条第 1 号)

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下とされています。

表 多数の者が利用する建築物

法 <sup>※1</sup>	政令第 6 条第 2 項	用途	規模	
第 14 条第 1 号	第 1 号	幼稚園、保育所	階数 2 以上かつ 500 m <sup>2</sup> 以上	
	第 2 号	小学校等	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上 (屋内運動場の面積を含む)
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの		
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設		階数 2 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	
	第 3 号	学校	第 2 号以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
		病院、診療所		
		劇場、観覧場、映画館、演芸場		
		集会場、公会堂		
		展示場		
		卸売市場		
		百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗		
		ホテル、旅館		
		賃貸住宅 <sup>※2</sup> (共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿		
		事務所		
		博物館、美術館、図書館		
		遊技場		
公衆浴場				
第 4 号	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場 (危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)			
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
第 4 号	体育館 (一般公共の用に供されるもの)		階数 1 以上かつ 1,000 m <sup>2</sup> 以上	

※1 耐震改修促進法

※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置付けています。

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(法第 14 条第 2 号)

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとおりとされています。

表 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

法 <sup>※1</sup>	政令第 7 条第 2 項	危険物の種類		数量
第 14 条第 2 号	第 1 号	火薬類	火薬	10 トン
			爆薬	5 トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50 万個
			銃用雷管	500 万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5 万個
			導爆線又は導火線	500 キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2 トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
	第 2 号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第 3 の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
		消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）		
	第 3 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類	30 トン	
	第 4 号	危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 8 号に規定する可燃性液体類	20 立方メートル	
	第 5 号	マッチ	300 マッチトン <sup>※2</sup>	
	第 6 号	可燃性ガス (第 7 号、第 8 号に掲げるものを除く)	2 万立方メートル	
第 7 号	圧縮ガス	20 万立方メートル		
第 8 号	液化ガス	2,000 トン		
第 9 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物 (液体又は気体のものに限る)	20 トン		
第 10 号	毒物及び劇物取締法第 2 条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る)	200 トン		

※1 耐震改修促進法

※2 マッチトンとはマッチの計量単位。

1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で、7200 個、約 120 kg。

### 通行障害既存耐震不適格建築物(法第 14 条第3号)

通行障害不適格建築物は、耐震改修促進法に基づき、「地震発生時に通行を確保すべき対象道路沿道」にある「通行障害建築物」とします。なお、本計画における「地震発生時に通行を確保すべき対象道路」と「通行障害建築物」を以下に規定します。

#### 通行障害建築物

地震により倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（法第 5 条第 3 項第 2 号、政令第 4 条）

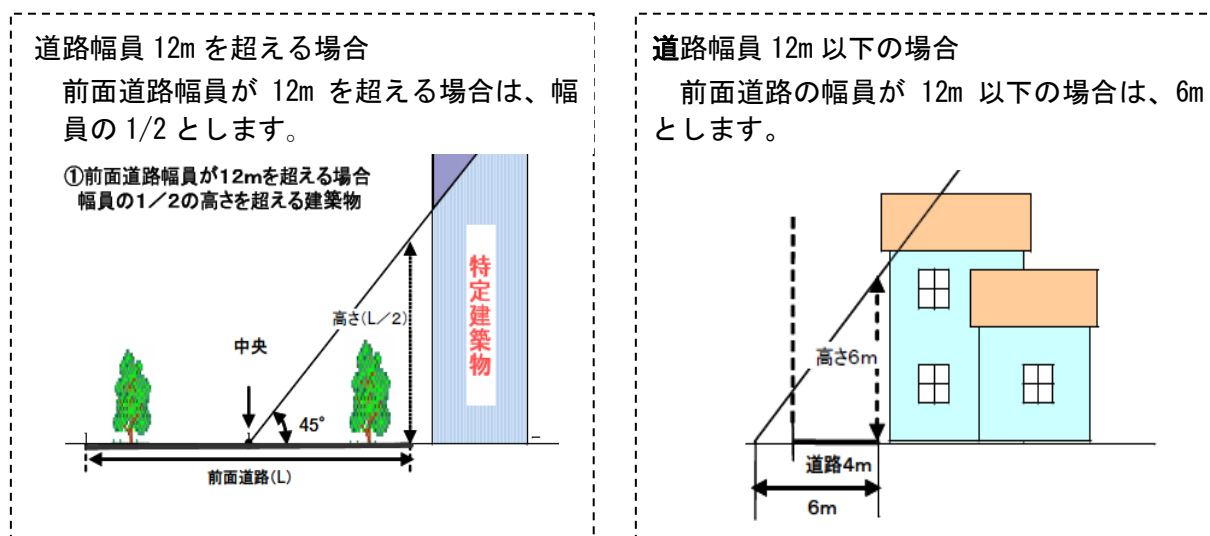


図 通行障害建築物の要件

地震発生時に通行を確保すべき対象道路沿道は、県計画で指定されている「愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路」と、耐震改修促進法第 6 条第 3 項に基づき本計画で指定する道路（建築物が地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とさせるもの）とします。

表 地震時に通行を確保すべき道路

<b>【緊急輸送道路】</b>	
国道 41 号線 [県指定]	主要地方道一宮犬山線 [県指定]
主要地方道春日井各務原線 [県指定]	(主要地方道春日井各務原線交差点より西)
<b>【誘導路※】</b>	
県道浅井犬山線	市道犬山 339 号線 (11339)
県道犬山停車場線	市道本町通線 01020)
市道犬山 029 号線 (11029)	市道橋爪 002 号線 (14002)
市道犬山駅東線 (01015)	市道犬山 210 号線 (11210)
市道犬山富岡線 (01016)	市道高雄橋爪線 (01017)
市道犬山 271 号線 (11271)	市道五朗丸 001 号線 (15001)
市道一宮犬山線 (01003)	市道羽黒東 191 号線 (32191)
市道名古屋犬山線 (01005)	市道高岡線 (01009)
市道犬山富士線 (01018)	( ) は市道路線番号

※誘導路：旧計画より対象としているもので、避難施設等への誘導を目的に指定した道路。



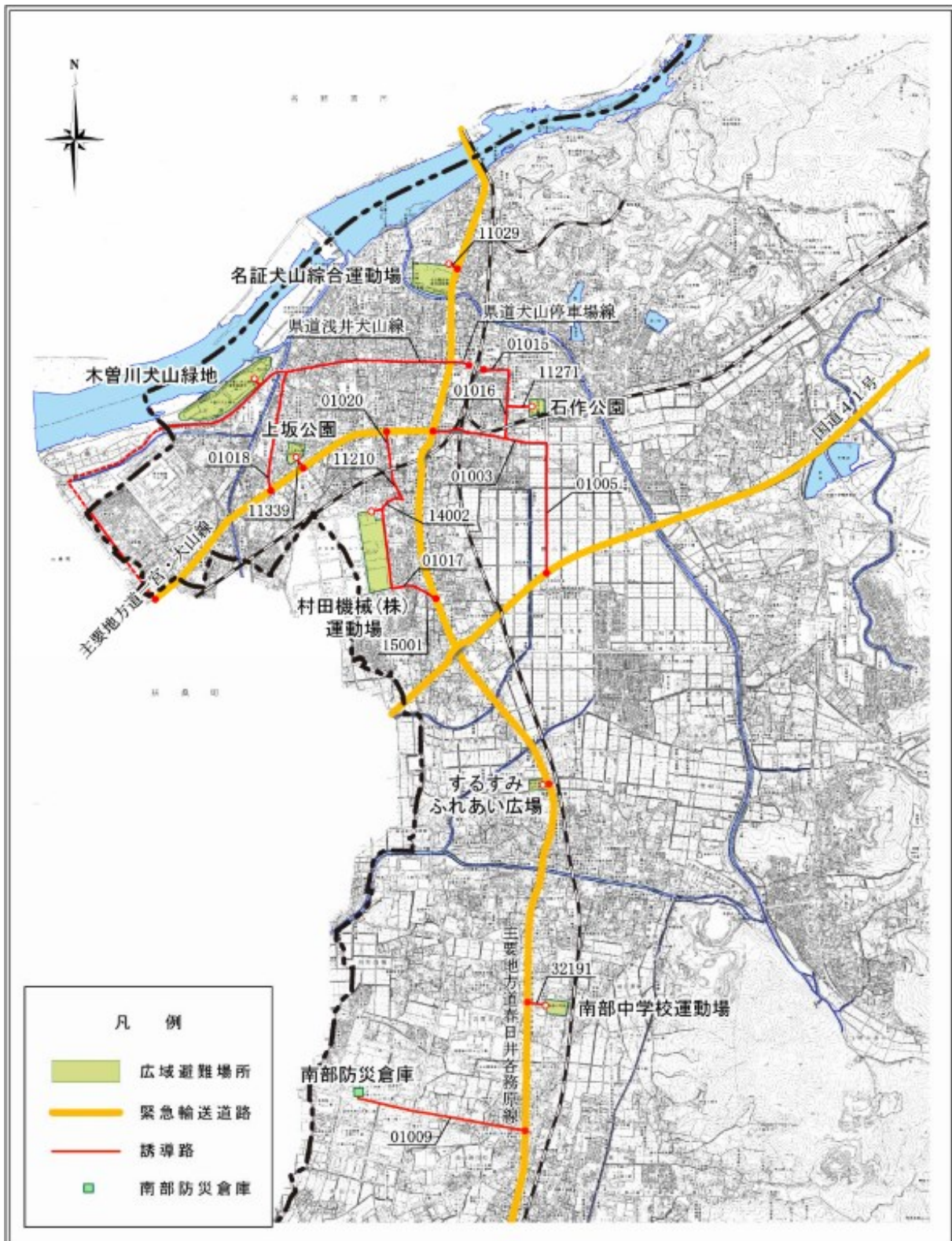


図 地震時に通行を確保すべき道路

## 2. 上位計画並びに関連計画

本計画は、国の基本方針及び県計画に基づくとともに、「第5次犬山市総合計画（平成23年2月）」を上位計画とした「犬山市都市計画マスタープラン」、「犬山市地域防災計画」等の関連計画と連携しながら、主に本市が実施する耐震化の促進を図るための方向性を示す計画として位置づけます。

県計画で示されている耐震化及び減災化に向けた市町村の役割分担のうち、犬山市では、「公共建築物（市有施設）の耐震化の促進」、「所有者等の費用負担の軽減（耐震診断費補助、耐震改修費補助、耐震シェルター整備費補助、住宅の除却支援）」を重点的に実施し、併せて県と連携を図りながら住宅の減災化、「建築物の耐震化」及び「それら施策の普及・啓発」に取り組めます。

次項より、各計画等の概要について示します。

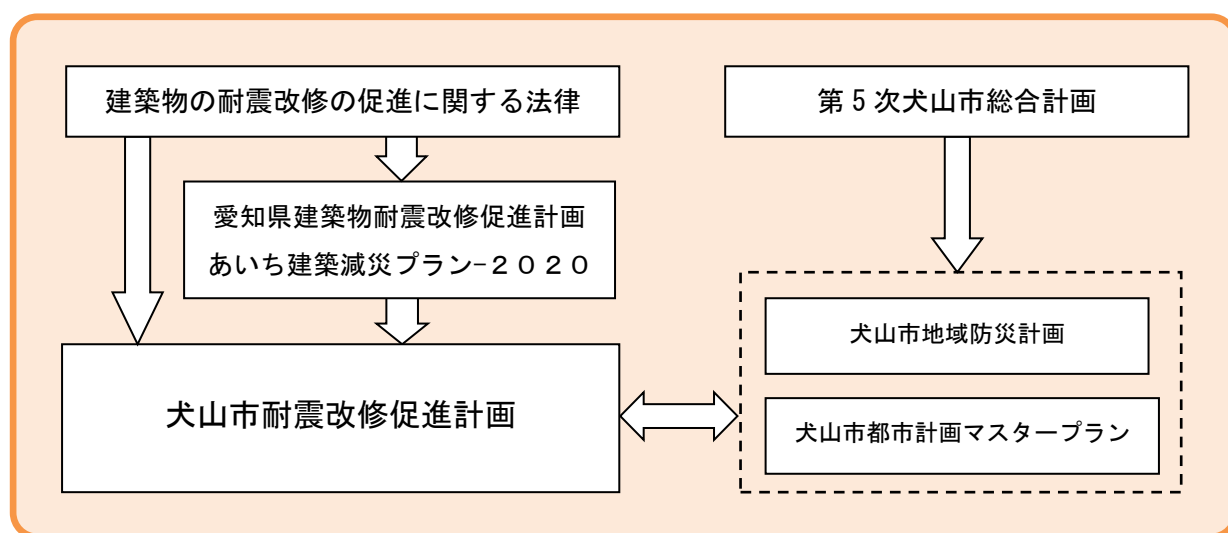


図 犬山市耐震改修促進計画と上位計画並びに関連計画の関係

## ① 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

[平成 25 年 10 月 29 日改正告示]

法第 4 条に基づき、国土交通大臣が定める国の基本方針の概要は以下のとおりです。(市町村に関連する事項を抜粋)

## 1. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

国、地方公共団体、所有者等の役割分担

- ・ 住宅・建築物の所有者等が、自らの問題、地域の問題として意識をもって取り組めるよう、地方公共団体は、所有者等の取組みを支援するための施策を講じる。

公共建築物の耐震化の促進

- ・ 公共建築物については、災害時の機能確保の観点から、積極的に耐震化に取り組むべき。
- ・ 所管行政庁※（法第 2 条第 3 項）は、要安全確認計画記載建築物（法第 7 条）の所有者に対して、耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の周知と実施を図る。特定既存不適格建築物の所有者に対して耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を実施するよう努める。
- ・ 指導に従わない一定規模以上の建築物については指示を行い、指示にも従わない場合はその旨を公表。さらに、著しく危険性が高い建築物については建築基準法に基づく勧告や命令を実施。

所有者等の費用負担の軽減等

- ・ 地方公共団体は、助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路、避難路沿いの建築物の耐震化を促進する等、重点的な取組を行うことが望ましい。仮住居の確保のため、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

相談体制の整備及び情報提供の充実

- ・ 市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実に努めることが望ましい。

専門家・事業者の育成及び技術開発

- ・ 地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度等の整備等に努めるものとする。関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

その他の地震時の安全対策

- ・ 地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべき。

## 2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

建築物の耐震化の現状と目標の設定

- ・ 住宅の耐震化率について、現状（平成 20 年）の 75%を平成 32 年までに少なくとも 95%にすることを目標とする。

- ・ 多数の者が利用する建築物（法第 14 条第 1 号）について、現状（平成 20 年）の 80%を平成 27 年までに少なくとも 90%にすることを目標とする。

### 3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

- ・ 既存の建築物について、詳細な耐震診断や完全に耐震関係規定に適合させることが困難な場合は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（同告示別添）（以下「技術指針事項」という。）」に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

### 4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

- ・ 地震防災マップ、技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図る。

### 5. 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

#### 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

- ・ 市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあつては、当該計画を改正法の施行後できるだけ速やかに改定し、改定にあたっては都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図りながら、より地域固有の状況に配慮して作成する。

#### 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

- ・ 都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。
- ・ 特に学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果を公表するとともに具体的な耐震化の目標を設定するべき。
- ・ 市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

#### 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- ・ 基本的な取組方針と具体的な支援策の概要等を定めることが望ましい。
- ・ 災害時に重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべき。

#### 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- ・ 詳細な地震防災マップの作成、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布・セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報の提供、啓発及び知識の普及に係る事業について定められることが望ましい。

#### 建築基準法による勧告又は命令等の実施

- ・ 優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。
- ・ 勧告や命令の実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## ② 建築物の耐震改修の促進に関する法律

[平成 25 年 11 月 25 日改正施行]

建築物の耐震改修の促進に関する法律の主な改正点は以下のとおりです。(市町村に関連する事項を抜粋)

### ○耐震診断の義務化と耐震診断結果の公表

対象建築物<sup>※1</sup>の所有者に対し、定められた期限<sup>※2</sup>までに「耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁へ報告すること」が義務付けられ、所管行政庁はその内容を公表します。

義務化には「法に基づく義務化」と「県又は市の指定による義務化」があります。

※1、※2 耐震診断の義務化対象建築物の概要と報告期限

対象建築物は旧耐震基準で建築された建築物のうち、次のいずれかに該当するもの。

**法に基づく義務化…報告期限:平成 27 年 12 月 31 日**

不特定多数の者が利用する大規模建築物

◆病院、店舗、旅館等 : 階数 3 以上かつ床面積の合計 5,000 m<sup>2</sup>以上

◆体育館 : 階数 1 以上かつ床面積の合計 5,000 m<sup>2</sup>以上

避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

◆老人ホーム等 : 階数 2 以上かつ床面積の合計 5,000 m<sup>2</sup>以上

◆小学校、中学校等 : 階数 2 以上かつ床面積の合計 3,000 m<sup>2</sup>以上

◆幼稚園、保育所等 : 階数 2 以上かつ床面積の合計 1,500 m<sup>2</sup>以上

一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

◆危険物貯蔵場等 : 階数 1 以上かつ床面積の合計 5,000 m<sup>2</sup>以上

**県又は市の指定による義務化…報告期限:県又は市が定める期限**

緊急輸送道路等県又は市に指定された道路沿道の建築物で一定の高さを超えるもの(通行障害既存耐震不適格建築物)

防災拠点建築物

◆庁舎、病院、避難所となる体育館等

### ○耐震診断・耐震改修の努力義務の対象拡大

耐震診断・耐震改修の努力義務が、すべての建築物へ拡大されました。

### ○耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率及び建ぺい率の特例の創設

耐震改修計画の認定の対象となる工事を拡大するとともに、耐震改修工事に伴って必要となる増築についての容積率及び建ぺい率の特例措置が講じられました。

### ○耐震性に係る表示制度の創設

耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示できる制度が創設されました。

## ③ 愛知県建築物耐震改修促進計画—あいち建築減災プラン 2020—

[平成 24 年 3 月（平成 27 年 7 月一部改正）]

■計画期間：平成 24 年度から平成 32 年度の 9 年間

■対象建築物

愛知県全域のすべての建築物。とりわけ、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等を対象に耐震化を図る。また、本計画期間中に耐震化することが困難な住宅に対する減災化を促進していく。

■計画の目標

### 1. 住宅の耐震化

住宅については、平成 32 年度までの耐震化の目標を 95%とします。なお住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含み全ての住宅を対象に目標を定めます。

平成 23 年度 **85%** → 平成 32 年度 **95%**  
 (240 万戸/280 万戸) (274 万戸/288 万戸)

### 2. 住宅の減災化

東日本大震災の経験より、津波から逃げるためには、住宅が倒壊せず住宅の外に出られること、怪我せずに動けることが重要であることがわかりました。そこで、住宅の施策として、耐震化施策に加え、新たに減災化施策を位置づけて取り組んでいきます。

住宅の減災化では、容易で効果的な方法により住宅倒壊による圧迫死を限りなく“ゼロ”にすることを目的とします。「住宅倒壊から人命を守る！」を目標とし施策に取り組みます。

**住宅倒壊から人命を守る！**

### 3. 建築物の耐震化

建築物に関しては、平成 32 年度までに耐震性のない対象建築物数を 1/5 に削減させることを目標とした施策を実施します。平成 23 年度調査による耐震性のない特定既存耐震不適格等の建築物等の棟数を 1/5 に削減することは、耐震化率 95%相当となります。

このため、まずは、特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対して耐震診断の必要性や支援策を説明し、指導助言を実施して、耐震改修の促進を図ります。

特定既存耐震不適格建築物等に該当しない小規模な避難所等についても、市町村と連携し積極的に耐震化を図ります。

耐震性のない特定既存耐震不適格等の棟数

平成 23 年度 **15,302 棟\*** → 平成 32 年度 **1/5 に削減(約 3,000 棟)**

※ 平成 25 年改正前の耐震改修促進法第 6 条に規定する建築物の平成 23 年度調査数

■住宅の耐震化及び減災化促進

県が実施する住宅の耐震化を促進するための施策は、以下のとおりとなっています。その内、市町村が事業主体で実施する施策は、耐震診断、耐震改修、耐震シェルターの整備とし、市町村と防災まちづくりの推進と普及啓発を協力して実施することとしています。

表 県が実施する住宅の耐震化を促進するための施策

分類	施策
耐震化の促進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市町村が事業主体である耐震診断事業への補助                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅に対して、専門家を派遣して耐震診断を実施</li> <li>・非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助</li> </ul> </li> <li>2. 市町村が事業主体である耐震改修事業への補助                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○耐震改修費補助                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修費の一部補助</li> <li>・補助制度を設けていない市町村に対して制度創設の働きかける</li> </ul> </li> <li>○「住宅に係る耐震改修促進税制」に関する情報提供を市町村と協力し実施</li> <li>○建替えの促進                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに新耐震基準を満たす住宅への建替えの促進を図る</li> <li>・耐震性が確保されていない空き家の除却を促進を図る</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>3. 人材育成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○愛知県建築物地震対策推進協議会（建築関係団体）での取組みの実施                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知県木造住宅耐震改修設計、工事研修会</li> <li>・大工、工務店向け耐震改修推進勉強会</li> </ul> </li> <li>○愛知建築地震災害軽減システム研究協議会による取組みの実施                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震化アドバイザー養成講座、安価な耐震改修工法講習会</li> </ul> </li> </ul> </li> </ol>
減災化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○段階的耐震改修費補助                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅段階的耐震改修費補助事業を行う市町村に対する補助</li> </ul> </li> <li>○耐震シェルターの整備費補助事業を行う市町村に対する補助</li> <li>○耐震ベッドの設置を促進</li> <li>○家具の転倒防止の促進（啓発事業、市町村へPR等）</li> </ul>
防災まちづくりと普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災まちづくりの推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断ローラー作戦                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみ耐震化支援</li> </ul> </li> <li>・耐震出前講座                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災まちづくりのしくみづくり</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○普及・啓発                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報やインターネットによる情報発信</li> <li>・低コスト耐震化工法の普及・啓発</li> <li>・パンフレット等の作成</li> <li>・耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の充実</li> </ul> </li> </ul>
その他の施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○関連する安全対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀の安全対策に関する県民への周知</li> <li>・建築物の敷地の安全対策（土砂災害危険箇所の住宅の移転促進、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を実施）</li> <li>・住宅における液状化対策方法に関する情報提供</li> <li>・津波対策の推進</li> <li>・新耐震住宅の劣化箇所の補修や、また家具の転倒防止について促進</li> </ul> </li> <li>○愛知県住宅供給公社による耐震改修支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の改修時の仮住居の提供                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断・耐震改修の支援</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

**④ 第5次犬山市総合計画**

[平成23年2月]

**■目標年次：平成34年度****■取組み方針**

都市施設の耐震化等災害に強いまちづくりを進めるとともに、市民一人ひとりの防災意識の啓発や地域の防災体制の充実を図る等、総合的な防災対策を推進します。

**■目指す姿****・災害に強いまちづくり**

災害時でも緊急輸送路や安全な避難路、避難場所が確保され、多くの避難所において上下水道も使用できる災害に強いまちになっています。

**・良好な住環境の形成**

地区計画制度の誘導等により、豊かでゆとりある住まいと、良好で安全な住環境づくりが進んでいます。また、市内建築物の耐震化が進み、災害に強いまちになっています。



## ⑤ 犬山市都市計画マスタープラン

[平成 23 年 3 月]

■目標年次：平成 34 年度

■都市防災の方針

### ○輸送道路の整備促進

本市のみならず周辺都市を含めた防災機能の向上に資する幹線道路網体系の構築に向け、緊急時に必要な救援・復旧活動機能を担う輸送道路の整備を促進するため、関係機関への協議・協力を行います。さらに、主要な道路の橋梁についても耐震対策工事を図ります。

### ○市街地対策

都市基盤施設が未整備な古くからの市街地では、避難路・避難場所となる街路・公園の不足もあって、災害時に被害が拡大することが懸念されます。そこで、こうした地区については、狭あい道路の改善を進めながら、地区内の都市的低・未利用地を有効活用することにより、防災機能を有する生活道路や公園等を整備します。町内の公園・広場等についても一時避難場所として位置づけます。また、地域コミュニティの充実や活性化を図ることで、地域コミュニティが中心となった防災体制の強化を図ります。

### ○建築物の不燃化・耐震化等の推進

犬山駅・犬山口駅周辺、羽黒駅周辺、楽田駅周辺等の商業・業務施設の集積を図る区域や中高層建物を主体とした土地利用を図る区域等については、防火地域・準防火地域の指定を継続し、火災の危険を防除する建物への建替えを促進します。なお、木造の建物が集積する城下町地区においては、歴史的建物の保全を考慮し、適切な消防水利の配置、火災を未然に防ぐ地域の自主的な取組み等、地域の実情に応じた防災対策を実施します。住宅の安全性の向上を図るため、民間住宅の耐震診断を実施するとともに、耐震改修に対する補助を行います。

### ○ライフラインの防災性の向上

大規模地震の発生等の災害時においても、常に安定した上下水道が確保されるよう、管路や施設等の計画的な耐震整備及び耐震改良に努めます。また、電気、ガス、通信施設をはじめとするその他のライフラインについても、民間事業者等に対して要望を行い、適正な維持管理や施設の耐震性の強化を促していきます。

### ○治水・治山対策

水害防止のため、保水・遊水機能を有する山林やため池、農地等の保全を図ります。また、土砂災害対策施設についても、住民の生命と安全を守るため、指定された土砂災害警戒区域の事業化、整備について県に要請していきます。

### ○防災意識の高揚と地域防災力の強化

総合防災訓練を毎年開催し、住民や防災関係機関との連携を推進することで、防災意識の高揚と防災啓発の向上に努めます。また、既設自主防災組織に対し、消防署員や防災担当職員のほか、防災リーダー（ボランティア）による自主防災訓練への指導・協力を行い、防災組織の育成強化を図るとともに、自主防災組織に対し、助成を行うことで地域防災力の向上に努めます。

## ⑥ 犬山市地域防災計画－地震防災対策編－

[平成 27 年 8 月]

## ■方針

- ・より強い地震を想定して、防災上重要な建物となる公共施設は、一層耐震性を強化して崩壊防止に努める必要がある。そのために、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の本拠となる建築物の耐震性強化を図るとともに、その他の公共施設についても耐震性の確保を図らなければならない。
- ・地震発生時の避難・救護拠点となる施設をはじめとする既存建築物の耐震性の向上を図る。
- ・大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量（救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等）を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。
- ・新設の建築物については、「耐震設計」を積極的に取り入れると同時に、既設の建築物は耐震調査及び補強の計画を推進する。
- ・地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路の指定を検討し、その避難路沿道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築物の耐震性向上を推進していく。
- ・公共建築物の耐震性の確保だけでなく、民間の防災上重要建築物の耐震性の増強指導を行う。
- ・一般建築物の耐震性を促進するため、耐震診断、耐震相談の充実に努める。

## ■対策

## 1 公共建築物の耐震性の確保、向上

## (1) 防災上重要な建築物の耐震性の確保

次の市有施設を「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保について、数値目標等を設定する等、計画的かつ効率的に実施し、災害時の施設機能停止、低下の回避に努める。

(防災上重要な建築物)

- ア 災害時の情報伝達、救助、復旧活動等の災害対策業務の中心となる市役所及び消防用施設
- イ 災害時に被災者の避難所となる学校施設等

(防災上重要な建築物に対する対応)

- ア 新設建築物の耐震設計、施工の確保
- イ 既設建築物の耐震化整備計画の策定
- ウ 既設建築物のうち耐震性の不足する建築物の耐震改修の促進

## (2) その他の市有建築物の耐震性確保

既設の市有建築物については、前号の重要建築物に準じ、その重要度に応じて順次耐震性の調査、補強計画を推進し、耐震性の確保、強化を図るものとする。

## 2 一般建築物の耐震性促進

一般建築物の耐震性について、耐震工法、耐震補強等の重要性を次にあげる手法により広く市民の意識高揚に努める。

- (1) 個人住宅の耐震診断強化及び補助制度による耐震改修の促進
- (2) 既存コンクリートブロック塀等点検、補強指導の強化
- (3) コンクリートブロック塀等設計施工指針の普及
- (4) 一般建築物の耐震診断、耐震改修の促進
- (5) 建築士会等との協力
- (6) 住宅等地震対策普及啓発の推進

### 3 都市建築物の防災対策

#### (1) 高層建築物

11階建以上又は高さ31mを超える高層建築物について、消防機関による予防査察の強化をはじめ、消防法に規定された消防用設備等の設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消防、避難訓練の励行について指導強化に努める。

#### (2) 窓ガラス等外装材落下防止対策

中高層建築物の中には、地震、台風の場合、窓ガラス、屋外看板、外装材が破損落下し、通行人に重大な被害をもたらすことが考えられるため、避難場所周辺においては、その対策を講ずるよう指導する等、落下防止対策の推進に努める。

# 第2章 犬山市の現状

## 1. 人口

平成 27 年現在の人口は、74,823 人、世帯数は 30,108 世帯、一世帯あたり人員は 2.5 人となっています。人口は、平成 2 年以降、緩やかに増加していましたが、平成 27 年にはわずかに減少しています。また、世帯数は、近年増加傾向が続いています。

一世帯あたり人員は、年々減少しており、平成 27 年現在は 2.5 人/世帯となっています。

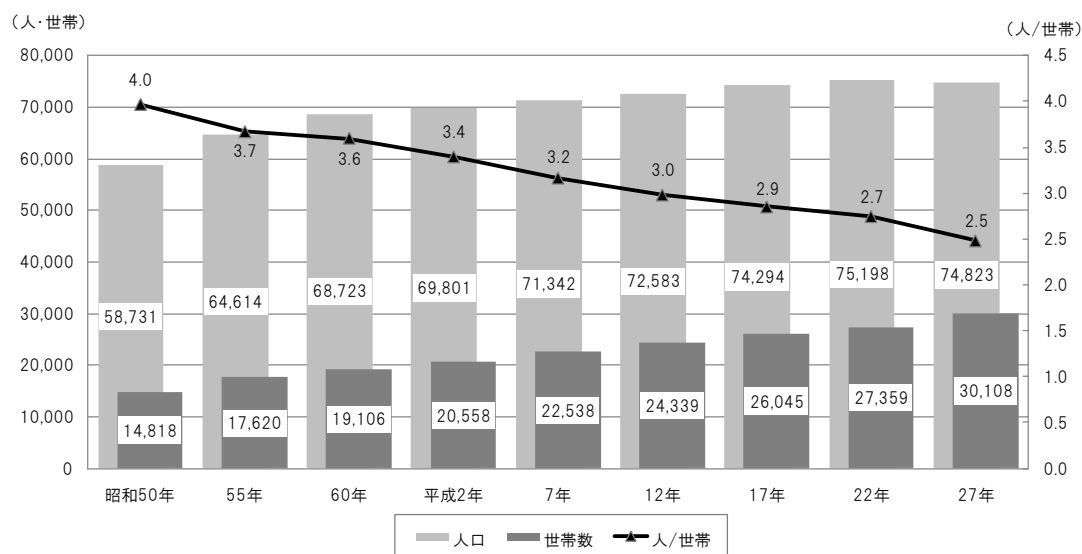


図 犬山市の人口・世帯数の推移 資料：国勢調査（平成 27 年のみ 11 月 30 日現在（市民課））

## 2. 土地利用の現状

本市は、西部地域が市街地のある平坦地、東部地域が自然の豊かな丘陵地と大きく二つに区分されます。西部地域の平坦地には、名鉄小牧線沿いに犬山、羽黒、楽田の3ブロックに分散した市街地が形成されています。

このうち、北部の犬山地区は、城下町を中心とした密集市街地となっており、道路が狭くオープンスペースも少ないことから、防災対策が必要となっています。

一方、羽黒・楽田地区は、低密度の市街地が広がり、住宅地や工業団地、農地が混在する地区となっています。その他、北部、中央部と南部の間には農地が点在しています。

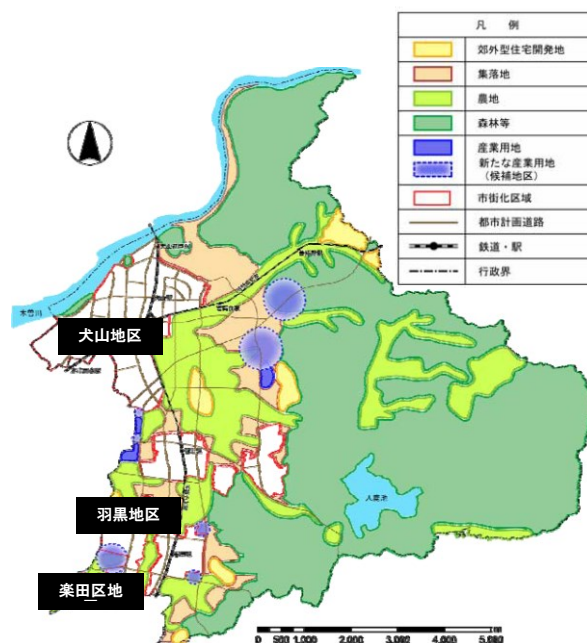


図 土地利用方針図 資料：犬山市都市計画マスタープラン（平成 23 年 3 月）

### 3. 建築物の現状

平成 25 年現在の本市における建物総数は 39,259 棟で、うち木造建物数は 27,022 棟、非木造建物数は 12,237 棟となっています。木造建物数は、建物総数の約 70%を占めており、そのうち木造建物における住宅（専用、付属屋、農家、併用、共同住宅・寄宿舍）の占める割合は、95.1%です。

木造建物数、非木造建物数共に、平成 24 年度まで微増傾向にありましたが、平成 25 年度では減少しています。なお、木造の専用住宅数は増加傾向にあります。

表 建築物数の推移

(単位：棟)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
建物総数	39,086	39,198	39,372	39,259
木造	27,020	27,097	27,126	27,022
専用住宅	17,885	18,071	18,245	18,301
併用住宅	605	598	588	580
農家住宅	1,212	1,201	1,178	1,164
付属家	5,697	5,626	5,525	5,394
共同住宅・寄宿舍	262	262	266	272
旅館・ホテル	13	13	13	13
銀行・事務所・店舗	388	378	377	376
劇場・病院	13	12	11	12
公衆浴場	1	1	1	1
工場・倉庫	760	751	740	728
土蔵	184	184	182	181
非木造	12,066	12,101	12,246	12,237
鉄骨鉄筋コンクリート造	640	639	639	637
鉄筋コンクリート造	2,588	2,592	2,690	2,676
鉄骨造	3,304	3,298	3,294	3,271
軽量鉄骨造	4,877	4,920	4,982	5,020
れんが造・コンクリートブロック造	652	647	636	628
その他	5	5	5	5

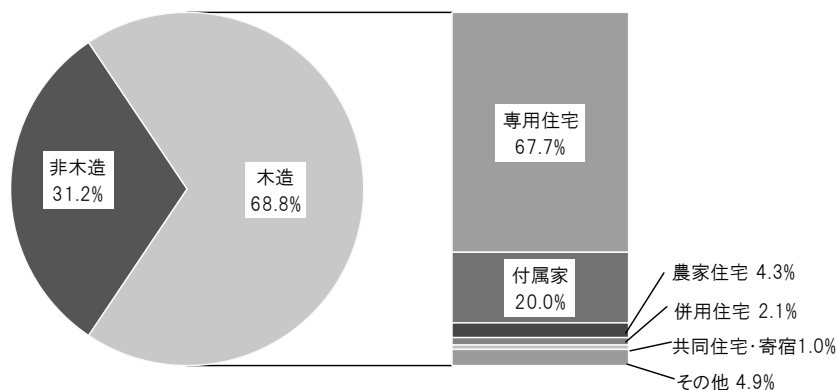


図 平成 25 年度における区分ごとの建築物の割合

資料：平成 25 年度版犬山市の統計

# 第3章 耐震化の現状と目標

## 1. 耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正されました。この基準によって建築された建築物（以下、「新耐震建築物」、特に住宅を指す場合は「新耐震住宅」という。）は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。一方、この改正の前に建築された建築物（以下、「新耐震以前建築物」、特に住宅を指す場合は「新耐震以前住宅」という。）は阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

よって、本計画では、新耐震建築物と新耐震以前建築物で耐震診断の結果耐震性有りと判定された建築物、耐震改修を行った建築物、及びそれ以外の建築物の一定割合※が耐震性が確保されているとし、それ以外の建築物を耐震性が確保されていないとします。

※ 耐震診断を行った新耐震以前建築物のうち耐震性があると判定された割合

### (1)住宅

平成25年の住宅・土地統計調査によると、本市の居住世帯のある住宅総数25,690戸のうち耐震化を図るべき新耐震以前建築物の住宅戸数は7,600戸で、住宅総数の29.6%を占めています。

また、このうち木造住宅（木造、防火木造）の占める割合は84.6%と高い割合を示しています。

表 犬山市の年代別・構造別住宅数（平成25年）

（単位：戸）

上段：実数 下段：％（横） ％（縦）	構造別				総数
	木造 （防火木造除く）	防火木造	鉄筋・鉄骨 コンクリート造	鉄骨造	
昭和56年以前	4,630 〈60.9〉 (52.0)	1,800 〈23.7〉 (21.9)	880 〈11.6〉 (16.7)	290 〈3.8〉 (8.9)	7,600 〈100.0〉 (29.6)
昭和56年以降	4,280 〈23.7〉 (48.0)	6,430 〈35.5〉 (78.1)	4,400 〈24.3〉 (83.3)	2,980 〈16.5〉 (81.1)	18,090 〈100.0〉 (70.4)
合計	8,910 〈34.7〉 (100.0)	8,230 〈32.0〉 (100.0)	5,280 〈20.6〉 (100.0)	3,270 〈12.7〉 (100.0)	25,690 〈100.0〉 (100.0)

資料：平成25年住宅・土地統計調査

平成 27 年 12 月時点における本市の住宅の耐震化の現状は、居住世帯のある住宅総数 26,400 戸のうち、22,420 戸は耐震性があると推計※1 され、耐震化率※2 は 84.9%です。

しかし、耐震性がないと判断される住宅が約 4,000 戸存在することから、これらの住宅の耐震化の促進に努めていきます。

表 犬山市における耐震性のある住宅の割合（平成 27 年 1 月時点）

（単位：戸）

分類	全数	新耐震住宅 (耐震性あり) ①	新耐震以前住宅		耐震性のある住宅 ①+②	割合 ①+②/全数
			耐震性あり②	耐震性なし		
木造※3	17,200	11,500	1,930	3,770	13,430	78.1%
非木造※4	9,200	8,100	890	210	8,990	97.7%
計	26,400	19,600	2,820	3,980	22,420	84.9%

平成 25 年住宅・土地統計調査等から推計

※1 推計

○新耐震以前住宅建築物の耐震化率について

- ・木造住宅：愛知県建築物耐震改修促進計画における県内の住宅の耐震化の現状数値を利用  
新耐震住宅以前のうち、耐震性ありの割合 34.0% (173,600 戸/510,500 戸)
- ・非木造住宅：愛知県建築物耐震改修促進計画における県内の住宅の耐震化の現状数値を利用  
新耐震住宅以前のうち、耐震性ありの割合 81.8% (290,800 戸/355,500 戸)

表 （参考）愛知県における耐震性のある住宅の割合（平成 23 年度時点）

（単位：戸）

分類	全数	新耐震住宅 (耐震性あり) ①	新耐震以前住宅		耐震性のある住宅 ①+②	割合 ①+②/全数
			耐震性あり②	耐震性なし		
木造	1,315,200	804,700	173,600	336,900	978,300	78.1%
非木造	1,487,200	1,131,700	290,800	64,700	1,422,500	97.7%
計	2,802,400	1,936,400	464,400	401,600	2,400,800	84.9%

平成 20 年住宅・土地統計調査等から推計

※2 耐震化率：昭和 56 年 5 月 31 日以前に新築工事に着工した建築物のうち新耐震基準に適合するものと新耐震基準で建築された建築物との合計が全体に占める割合

※3 木造：木造住宅に防火木造住宅を含んだ住宅

※4 非木造：鉄筋・鉄骨コンクリート造、鉄骨造の住宅

## (2)特定既存耐震不適格建築物等

### ①多数の者が利用する建築物

平成 25 年時点において、本市における耐震改修促進法第 14 条 1 号に規定する多数の者が利用する建築物は 48 棟あり、耐震診断・耐震改修の促進を図る必要棟数 39 棟です。

### ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

平成 25 年時点において、本市における耐震改修促進法第 14 条 2 号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は 20 棟あり、耐震診断・耐震改修の促進を図る必要棟数 15 棟です。

### ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

平成 25 年時点において、本市における耐震改修促進法第 14 条 3 号に規定する地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は 168 棟あり、耐震診断・耐震改修の促進を図る必要棟数 166 棟です。その中で、誘導路※沿いの建築物は平成 25 年時点で 54 棟ありますが、促進を図る必要棟数の調査が必要です。



### (3)市有施設

本市の市有施設<sup>※1</sup>の耐震化の現状は下表に示すとおりです。

表 市有施設の耐震化の現状（平成 27 年 1 月時点）

（単位：棟）

種別	棟数 <sup>※2</sup>	昭和 55 年以前			昭和 56 年以降	耐震化率	要耐震化建築物等 <sup>※3</sup>
		左記のうち 平成 28 年 1 月 時点耐震済棟数	未耐震 棟数				
庁舎、消防署	19	9	8	1	10	94.7%	0
保育所、幼稚園	21	15	15	0	6	100.0%	0
小学校	29	19	19	0	10	100.0%	0
中学校	12	7	7	0	5	100.0%	0
社会福祉施設	22	6	5	1	16	95.5%	1
体育館、スポーツ 関連施設 <sup>※4</sup>	14	9	2	7	5	50.0%	2
図書館、博物館、 美術館	9	5	2	3	4	66.7%	0
病院、診療所	2	1	1	0	1	100.0%	0
集会所、公民館	24	8	5	3	16	87.5%	2
店舗	2	1	0	1	1	50.0%	1
市営住宅	43	43	43	0	0	100.0%	0
事務所	4	2	0	2	2	50.0%	0
作業所	4	0	0	0	4	100.0%	0
その他	46	14	11	3	32	93.5%	0
公衆便所	36	5	0	5	31	86.1%	0
合計	287	144	119	25	143	91.3%	6

資料：市有施設の耐震改修状況調べより作成

※1 市有施設には建築物のほか、野外ステージ・浄水場の配水池等の工作物を含みます。

※2 棟数は各施設の主たる用途に供する棟数です。

※3 要耐震化建築物等とは、市有施設の内、次のいずれかに該当する施設とします。

ただし、耐震改修済みの建築物、文化財として管理していく建築物や除却予定の建築物を除きます。

① 幼児、児童、生徒等が頻繁に利用する建築物

② 不特定多数の市民等が利用する建築物

③ 倒壊、損傷によって、市民活動に影響を及ぼす施設

（①及び②については、延べ床面積が 50 m<sup>2</sup>以上の建築物）

※4 スポーツ関連施設にはクラブハウスを含みます。

## 2. 計画の目標

### (1)住宅の耐震化

国の基本方針及び県計画の目標を踏まえ、平成 32 年度までの住宅の耐震化率の目標を 95%とします。

本目標は、平成 32 年度までに耐震性が不十分な住宅戸数を 1,300 戸にすることを目的とするものであり、今後新たに施策を講じる必要があります。

なお、住宅は戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含み、全ての住宅を対象に目標を定めます。



表 住宅の耐震化の目標

(単位：戸)

区分	平成 20 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 32 年	
			推計値	推計値	目標値
耐震性を満たす住宅戸数	18,610	21,220	22,420	22,510	24,700
耐震性が不十分な住宅戸数	6,310	4,470	3,980	3,490	1,300
総数	24,920	25,690	26,400	26,000	26,000

住宅・土地統計調査等から推計

### (2)住宅の減災化

県計画の目標を踏まえ、住宅の施策として、耐震化施策に加え、新たに減災化施策を位置付けて取り組んでいきます。

住宅の減災化※では、容易で効果的な方法により住宅倒壊による圧迫死を限りなく“ゼロ”にすることを目的とします。「住宅倒壊から人命を守る！」を目標とし施策に取組みます。

**住宅倒壊から人命を守る！**

※減災化施策の定義「住宅が損傷しても、人命は守る仕組み」

### (3)建築物の耐震化

平成 25 年現在、耐震性のない特定既存耐震不適格建築物等は、多数の者が利用する建築物が 39 棟、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物が 15 棟、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物が 166 棟の計 220 棟あります。

平成 32 年度までに、県計画に倣い 1/5 に削減することを目標として 176 棟を耐震化、または除却することとします。

特定既存耐震不適格建築物以外の小規模な建築物についても、不特定多数の者が利用する建築物については耐震化を図ります。



### (4)市有施設

平成 28 年 1 月現在、平成 27 年度に 100%を目指していた旧計画において定めた耐震化整備計画の対象となる市有施設のうち 6 棟が耐震化を未実施です。

平成 32 年度までに、対象となる市有施設全ての耐震化を図っていきます。

## 第4章 これまでの取組と課題

### 1. 住宅のこれまでの取組

本市では、新耐震以前住宅の耐震化を図るため、無料耐震診断、耐震改修費補助事業の実施や、各種施策のPR活動等、普及・啓発を進めてきました。

#### (1)耐震化促進のための支援制度

##### ①民間木造住宅の無料耐震診断

平成14年より、新耐震以前住宅の所有者を対象に、専門家による無料の耐震診断を実施しています。正確な住宅の耐震性能の評価と総合的判断に基づく情報提供を行っています。

<これまでの実績>

表 民間木造住宅の無料耐震診断の実施数

(単位：戸)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	合計
実施	30	240	200	150	100	120	50	35	41	70	50	42	30	40	1,198

##### ②民間木造住宅耐震改修費補助事業

平成15年より、本市が実施している無料耐震診断の結果、判定値が1.0未満、及び（一財）愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震（現地）診断において、得点が80点未満の新耐震以前住宅の所有者を対象に、耐震改修費の補助を実施しています。

平成18年度税制改革において、既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除、及び固定資産税の減額措置が「住宅に係る耐震改修促進税制」として創設され、固定資産税は最大3年間、税額の1/2を減額（適用期限は平成27年12月31日）、所得税は標準的な工事費用（限度額250万円）に対して控除される等の税制による支援が受けられます。

<これまでの実績>

表 耐震改修費補助の実施数

(単位：戸)

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	合計
実施	—	3	3	3	6	2	4	5	9	27	10	9	5	9	95

### ③民間木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

平成 27 年より、本市が実施している無料耐震診断の結果、判定値が 0.4 以下、及び（一財）愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断において、得点が 40 点以下の新耐震以前住宅の所有者を対象に、耐震シェルターの設置を行う方に対して、その設置に要する費用を補助することによって、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的に実施しています。

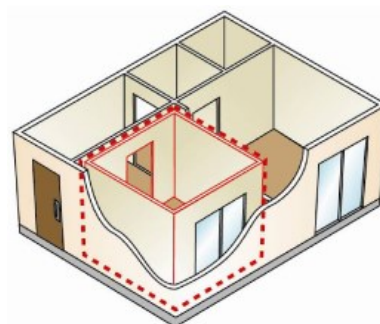


図 耐震シェルターのイメージ

### ④家具等転倒防止器具取付支援事業

阪神・淡路大震災では、建物は大丈夫でも、家具が転倒し、家具の下敷きになり、ケガをした被害が多数出ました。また、倒れた家具により、部屋の出入り口や廊下がふさがれ、避難することが困難になるという事例もありました。これらの被害を軽減するために、本市では災害時要援護者支援制度に登録されている災害時要援護者がいる世帯を対象に、1 世帯につき無料で 4 組まで家具の転倒防止器具の取付けの支援を実施しています。

<これまでの実績>

平成 24 年 11 月より実施し、平成 24 年度は 64 件、平成 25 度は 180 件、平成 26 度は 74 件、平成 27 年 12 月までで 65 件支援しています。この実施件数は県内トップです。

## (2)普及・啓発

### ①耐震診断ローラー作戦

「耐震診断ローラー作戦」として犬山市建築設計事務所協会と連携し、新耐震以前住宅で建設された木造住宅でまだ耐震診断を受けていない所有者に対して、制度の紹介や耐震化の普及・啓発チラシを作成し、ポスティングを実施しました。

<これまでの実績>

平成 26 年度には犬山ニュータウンと日の出団地を対象にローラー作戦を実施したところ、その団地からの耐震診断の申し込み件数が飛躍的に増加しました。

### ②広報活動

本市が取り組む耐震化の促進に向けた取組みを市の広報や町内会の回覧板等、ホームページで情報提供を行いました。

<これまでの実績>

市の広報と市総合防災訓練でのチラシ配布を毎年実施しています。また、防災講話は計画期間中 5 回、愛知北 FM での制度紹介は 3 回実施しました。

### ③地震ハザードマップの公表

地域の「地盤の揺れやすさ」、「震災時の危険度」及び「避難場所」等を明示した「地震ハザードマップ」を作成し、公表しました。

〈これまでの実績〉

公表にあたっては、インターネットや市の広報への折り込み、町内会の回覧板等により周知しました。

### ④地域との連携

町内会や地域老人会等の地域組織と連携し、防災講話等による地域ぐるみの意識啓発や、耐震診断の実施に向け、愛知県の協力による耐震改修セミナーを開催しました。

また、あいち防災リーダー<sup>※1</sup>と連携し、相談体制の情報提供を行っています。

※1 愛知県防災局が開講した「あいち防災カレッジ」等を修了し、地域の防災力向上のために活動している団体。

〈これまでの実績〉

愛知県の協力による耐震改修セミナーは平成 22 年度の 1 回、防災講話は平成 22 年度に 1 回、平成 23 年度に 2 回、平成 24 年度に 1 回実施しました。

### ⑤愛知県建築物地震対策推進協議会<sup>※2</sup>等との連携

愛知建築士会等の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」や「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」<sup>※3</sup>との連携に努め、建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進してきました。

〈これまでの実績〉

愛知県建築物地震対策推進協議会に参加し、専門家育成に向けての講習会の案内や市民向けの耐震化の情報の提供等を窓口で行っています。また、市と犬山市建築設計事務所協会等の専門家が愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の講習会に参加する等技術情報の修得に努めています。

※2 建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資することを目的として設置された団体。

※3 大規模地震の発生に備え、愛知県が主体となり、名古屋市、県内の 3 国立大学法人（名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学）及び建築関係団体と協力し、官・学・民の連携による「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会（以下：減災協議会）」を設立し、活動を支援しています。減災協議会では、建物の耐震化を促進するために低コストの耐震化工法の開発・評価やその成果を広く普及させる講習会の開催、一般県民向けに耐震化の必要性を訴えるための普及啓発活動等、地震災害軽減に向けた様々な取組を行っています。

### ⑥耐震診断受診者へのアンケート調査

平成 27 年度に、新耐震以前住宅の所有者で本市の無料耐震診断の受診者を対象に、住宅の耐震化に対する意識や考え方、弊害する要因、補助制度の課題等を把握し施策を検討するためにアンケート調査を実施しました。

## 2. 建築物のこれまでの取組

### (1) 市有建築物等の耐震化促進

旧計画策定以降、市有施設のうち幼児、児童、生徒等が頻繁に利用する建築物で延べ床面積が 50 m<sup>2</sup>以上の施設、不特定多数の市民等が利用する建築物で延べ床面積が 50 m<sup>2</sup>以上の施設、浄水場施設等、倒壊、損傷によって市民生活に影響を及ぼす施設を対象に整備計画に作成し、耐震診断、耐震改修・建替えを実施しています。

#### <これまでの実績>

旧計画で定めた整備計画における対象施設 58 棟に対して、48 棟の耐震診断、耐震改修を実施しました。残る 10 棟のうち、4 棟は用途廃止や文化財として管理し、それ以外の 6 棟の耐震化をすすめます。平成 26 年度末までに保育所、幼稚園、学校、病院、診療所については耐震化が完了しています。

### (2) 耐震化促進のための支援制度

国では、民間の特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の促進を図るために、耐震診断、耐震改修における各種補助事業制度を創設しています。本市においも、市内で対象となる建築物の所有者及び管理者に対して制度の周知に取り組んでいます。

#### <これまでの実績>

平成 25 年度より地区集会施設耐震診断費補助事業を開始し、平成 26 年度に 3 件の耐震診断費の補助を実施しました。

平成 25 年度には、耐震診断をしていない要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助事業の対象となる市内の 3 施設の所有者及び管理者に周知を行い、耐震診断費の補助を実施しました。

## 3. 関連する安全対策の取組

### ①ブロック塀対策

ブロック塀は、地震時に倒壊して通行人等に被害を及ぼす恐れがあるため、冊子等を活用して、窓口での周知啓発を図ると共に、非課税措置により道路後退部分のブロック塀の撤去を求めています。

### ②窓ガラス・外壁材の落下防止対策

窓ガラスについては、窓に飛散防止フィルムを貼る等の対策の普及を図るとともに、外壁の改修工事による落下防止対策について、建築物防災推進協議会の冊子等を活用して窓口での周知を行っています。

### ③屋外広告物の安全性

強度が不足している屋外広告物は、地震時に落下して通行人等に被害を及ぼす恐れがあるため、広告物掲出許可時点等の機会を捉え、チラシの配布、点検実施の報告を求める等、県と協力体制を構築しています。

### ④天井等の落下防止対策

不特定多数の利用する大規模空間をもつ建築物の天井は、崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に問合せ等の機会にチラシ等を活用して、窓口での周知啓発を実施しています。

〈これまでの実績〉

対策の対象となる学校体育館の天井落下防止対策を平成 27 年度で完了しました。それ以外の市有施設は今後調査が必要です。



## 4. 耐震化の促進に向けた課題

### (1)住宅

旧計画策定以降、住宅の耐震化に向けた各種取組を推進してきましたが、平成 25 年度の住宅・土地統計調査からの推計による耐震化率は 84.9% (平成 27 年 12 月現在) であり、目標とした 90% を達成することができませんでした。

平成 27 年度までに耐震診断を受けた 1,198 戸のうち、耐震改修までに至った戸数が 95 戸と 7.9% に留まっており、診断を受けたものの改修までに至っていないのが現状です。

そのため、耐震化の一層の推進にあたり、課題の把握のために平成 27 年 12 月に耐震診断受診者を対象としたアンケート調査を実施しました。その結果、様々な課題が明らかとなりました。

#### ■耐震診断受診者へのアンケート調査

##### ①調査対象

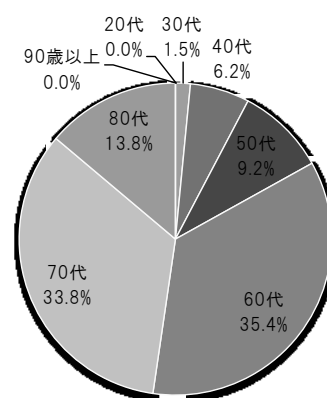
旧計画期間中の平成 20、22、25 年度に犬山市で実施した民間木造住宅無料耐震診断の受診住宅 134 戸を対象とし、改修済 20 戸、除却済 5 戸、空き家 1 戸を除く 108 戸に対して行いました。そのうち 65 戸から回答があり、回収率は 60.2% です。

##### ②調査結果

###### ・回答者の属性

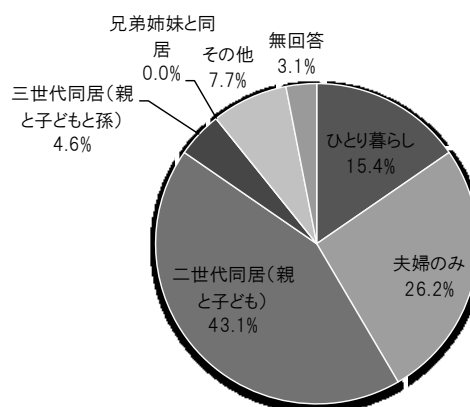
###### ◆回答者の年齢

回答項目	回答数 (件)	回答率 (%)
20代	0	0.0
30代	1	1.5
40代	4	6.2
50代	6	9.2
60代	23	35.4
70代	22	33.8
80代	9	13.8
90歳以上	0	0.0
N	65	100.0



###### ◆同居の家族構成と同居家族の人数

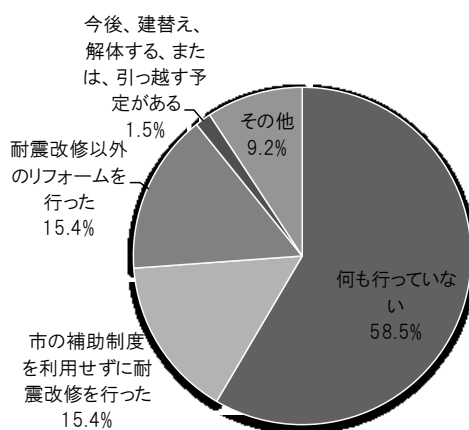
回答項目	回答数 (件)	回答率 (%)
ひとり暮らし	10	15.4
夫婦のみ	17	26.2
二世帯同居(親と子ども)	28	43.1
三世帯同居(親と子どもと孫)	3	4.6
兄弟姉妹と同居	0	0.0
その他	5	7.7
無回答	2	3.1
N	65	100.0



・ 診断後の対応とその理由

◆ 無料耐震診断後の対応

回答項目	回答数 (件)	回答率 (%)
何も行ってない	38	58.5
市の補助制度を利用せずに耐震改修を行った	10	15.4
耐震改修以外のリフォームを行った	10	15.4
今後、建替え、解体する、または、引っ越し予定がある	1	1.5
その他	6	9.2
N	65	100.0



◆ 診断後に建替え、解体、耐震改修を行っていない理由

回答項目	回答数 (件)	回答率 (%)
費用が負担できないから	23	38.3
耐震改修費補助額(上限90万円)が少ないから	21	35.0
耐震改修工事がどれくらいの費用、工事期間になるかわからないから	19	31.7
補助申請手続きに時間や手間がかかり面倒だから	14	23.3
耐震改修工事がどのようなものかわからないから	12	20.0
信頼できる施工業者がわからないから	10	16.7
部分的または簡易な補強・改修が補助の対象外であったから	9	15.0
将来住む人がいないから	8	13.3
補助制度を知らなかったから	7	11.7
安心できる耐震工法がわからないから	7	11.7
補助制度についてよくわからないから	7	11.7
工事中の住まいの確保ができないから	6	10.0
診断結果が信頼できないから	4	6.7
改修することが面倒だから	3	5.0
自然災害で住宅が倒壊するとは思わないから	2	3.3
地震保険に入っているから	1	1.7
自然災害は起きないと思うから	1	1.7
その他	18	30.0

N=60

### ③アンケートの分析

回答者の属性について、新耐震以前住宅の所有者は8割以上が60代以上で、家族構成は約4割がひとり暮らし及び夫婦のみとなっています。

診断後の対応とその理由について、約6割が耐震診断後に何も行ってないことが明らかとなりました。その理由として、「費用が負担できない」や「耐震改修補助額が少ない」という回答が多く、費用面で耐震改修を実施できていない人が多くなっています。

次いで、「耐震改修工事の内容や、費用、工事期間、施工業者がわからない」という回答が多いことから、耐震改修を実施するにあたっての情報が、市民に周知されていないようです。また、「補助申請手続きの時間や手間が掛かる」という回答も多くありました。

### ④耐震化に向けた課題

アンケート調査からのこれまでの取組の評価を整理すると、以下の3つが課題として挙げられます。

#### ア. 費用が負担できない

住宅所有者の8割以上が60代以上であることから、耐震改修したいが費用が負担できないため、耐震診断後に何も行ってない所有者が多いことが課題となっています。

耐震シェルター等の安価な工法の情報提供不足、工事費の補助以外にも税の控除や減額措置、また他の工事との同時施工による負担軽減が可能であることの周知不足が耐震化の進まない要因となっていると考えられます。

#### イ. 相談先がわからない

耐震診断、耐震改修等の補助制度に関することや、耐震改修工事に関する情報が不足しており、普及・啓発の取組が耐震診断受診者に行き届いていないことが課題となっています。

耐震診断受診者への工事施工業者リスト等による情報提供不足が耐震化の進まない要因となっていると考えられます。

#### ウ. 手続きが煩雑

補助申請手続きの時間や手間が掛かるイメージがあるために申請を躊躇され、補助制度の活用を敬遠されることが課題となっています。

耐震診断受診者へ実際の申請書類は設計者が作成し、その費用も補助対象であることの周知不足が耐震化の進まない要因となっていると考えられます。

## (2)特定既存耐震不適格建築物等

特定既存耐震不適格建築物等の耐震化が進んでいないことが課題となっています。平成 25 年に県が実施した特定既存耐震不適格建築物、要緊急安全確認大規模建築物の所有者及び管理者を対象に実施したアンケート調査によると、耐震診断を受診した建築物が少ないことや、耐震診断は実施したが、耐震改修を行っていない建築物が多いことが明らかとなりました。その理由として、耐震改修したいが費用が掛かるという意見が多くありました。

費用負担の理由以外としては、誘導路沿いの対象建築物の所有者をはじめとした対象建築物の所有者及び管理者に対して、市からの情報提供、周知・啓発不足が耐震化の進まない要因となっています。

# 第5章 住宅の耐震化及び減災化の促進

## 1. 施策の方針

本計画では住宅の耐震化を今より一層促進し、平成 32 年度に耐震化率 95%の目標を達成するために、引き続き住宅の耐震診断及び耐震改修の実施に対する補助を実施すると共に、新たに建替えや除却を促進し、耐震化率の向上を図っていきます。

また、耐震化されない住宅に対しても「住宅倒壊から人命を守る！」という目標に向けて、減災化の促進を図っていきます。

次項より、耐震化、減災化の促進に向けた施策の事例を示します。

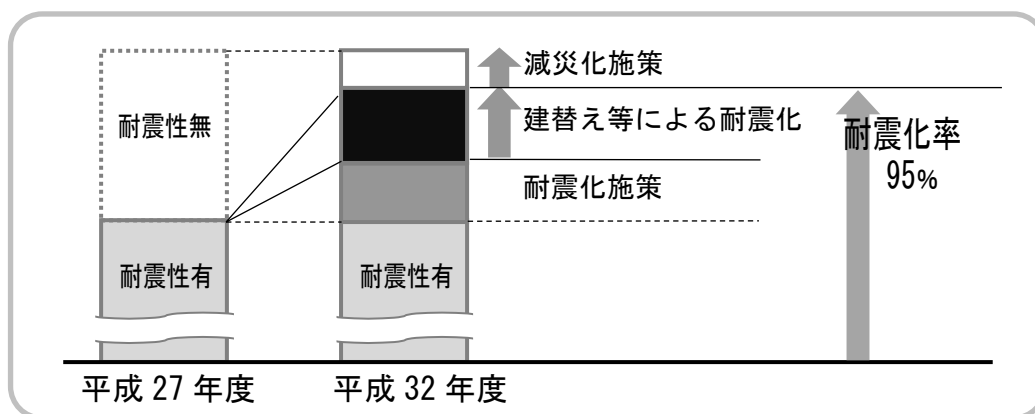


図 耐震化施策と減災化施策の関係性

## 2. 耐震化の促進

### (1)耐震診断

新耐震以前住宅の耐震化を図るためには、まず自らの住宅の耐震性の有無を知る必要があります。そのため、本市では平成 14 年より昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して無料で耐震診断を行っています。今後も住宅耐震化の入口として、耐震診断事業を実施すると共に、引き続き診断未実施住宅の掘り起しや所有者への診断の意識づけを図っていきます。

表 民間住宅耐震診断費補助事業

概要	補助対象
昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して無料で耐震診断を行う。	木造戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅

## (2)耐震改修

本市では地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、地震による倒壊の危険性の有る新耐震以前住宅の耐震改修工事を行う方に対し、予算の範囲内においてその工事に要する費用と設計費の一部を補助します。アンケート調査で明らかとなった以下の課題を解決するために、引き続き補助を行っていきます。

### ■アンケート調査で明らかとなった課題への対応

#### ア. 費用が負担できない

- ・ 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会で開発された安価な工法の専門家への情報提供
- ・ 耐震改修促進税制として所得税の特別控除や固定資産税の減額措置の周知
- ・ 増改築とあわせたバリアフリー化等の他の目的のリフォームにあわせることにより、コストや手間を軽減できることを周知
- ・ 段階的耐震改修の検討
- ・ 耐震シェルター等設置の周知

#### イ. 相談先がわからない

- ・ 耐震診断受診者への市の住宅相談や愛知県建築物地震対策推進協議会がまとめている耐震改修実施業者リスト等の案内

#### ウ. 手続きが煩雑

- ・ 書類作成は耐震改修の設計者が行い、これにかかる費用は改修補助の対象であることを制度紹介の中で所有者に周知

表 民間住宅耐震改修費補助事業

概要	補助対象
昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。	耐震診断結果が、1.0 未満の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅

## (3)建替え、除却の促進

現状、耐震化された住宅の多くを占めるのは新築によるものです。さらには、住宅の状態によっては、耐震改修に掛かる費用が建替えに掛かる費用とほとんど変わらないことから、耐震改修に躊躇する声もあります。

そこで、耐震化をより促進させるために、耐震診断を実施し、耐震性がないと診断された住宅の建替えや除却の支援を検討します。

## (4)普及・啓発

住宅の耐震化のために関連する支援制度がありますが、それだけでは耐震化は促進されていきません。普及・啓発により広く市民や地域社会に耐震化の必要性を理解してもらい、行動に移してもらう必要があります。そのため、本市が実施する耐震診断及び耐震改修に関する補助制度等について、引き続き広報やインターネットにより情報提供を行っていくとともに、県の提供する情報やパンフレット等を利用し、市民への普及・啓発を図っていきます。

### ①耐震診断ローラー作戦

耐震診断は住宅耐震化の入口であることから、木造の新耐震以前住宅でまだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に、さらに啓発・普及する必要があります。

本市では、周知を徹底するため全市的に「耐震診断ローラー作戦」を県、地域組織、建築専門家等と連携し推進します。

耐震診断ローラー作戦の実施にあたっては、特に高齢者世帯が多く居住する地区や新耐震以前住宅が密集している地区を優先して推進していきます。

### ②対象住宅所有者へのダイレクトメール送付

耐震診断を受けた所有者に向けて、耐震化・減災化の案内を送付し対策を促します。併せて、相談先の案内として、市の住宅相談や建築関連団体等の紹介を行います。

### ③低コスト耐震化工法の普及・啓発

耐震診断受診者へのアンケート調査からも、住宅や建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

このような状況において、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学及び、愛知県、名古屋市、建築関係団体等により「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が設立され、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などの取組み、また、これらの技術を広く普及することが進められています。

本市においても、これらの低コストの耐震改修工法について情報提供に努め、耐震化の促進を図ります。

## 3. 減災化の促進

### (1) 段階的耐震改修の検討

耐震改修が進まない原因の一つとして、工期や工事費の面で一度に耐震診断の判定値を 1.0 以上にする耐震改修が困難なことが挙げられます。耐震診断受診者へのアンケート調査からも、耐震診断を受けたにも関わらず、耐震改修を行っていない理由で最も多いのが「費用が負担できない」という理由であることが明らかになっています。また、これまでの県の補助実績から耐震診断の判定値の悪いものほど耐震改修されない傾向にあります。

そこで、これまでのような判定値 1.0 以上にする耐震改修だけでなく、耐震改修工事を 1 段階目に判定値 0.7 以上、2 段階目に判定値 1.0 以上にするような段階的耐震改修を行うことで初期の費用負担を抑え、判定値の低い住宅の減災化をすすめる考え方があります。

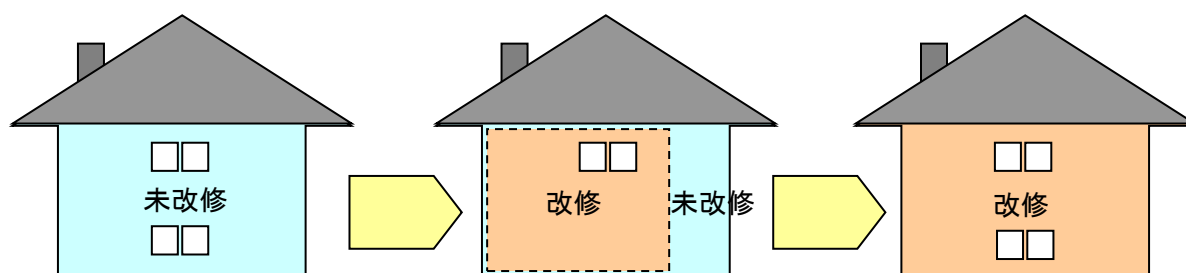


図 段階的耐震改修のイメージ

この制度は、当面は減災化を図りつつ最終的には耐震化を促進する考え方であり、本市では、この補助事業の導入を検討していきます。

表 段階的耐震改修費補助事業

概要	補助対象
昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅の段階的耐震改修費用の一部を補助する。	耐震診断結果が、0.4 以下の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅

### (2) 耐震シェルター等設置

耐震診断受診者へのアンケート調査によると、対象住宅所有者の 8 割以上が 60 歳以上となっています。また一方で、高齢者世帯の住宅について耐震化が進まない傾向にあります。そこで住宅倒壊から人命を守るために、寝室等の個室補強の安価な工法として、耐震シェルターの設置という方法があります。



災害時に援護の必要な高齢者や障がい者世帯が住む住宅で震度 6 弱でも倒壊する可能性の高い木造住宅を対象に、本市では平成 27 年より地震に対する安全性が評価された耐震シェルターの整備費補助事業による補助を行うことによって、建物倒壊から人命を守る減災化を促進しています。

今後はチラシやパンフレット等を利用した、さらなる制度の周知のため、市の高齢者・障がい者窓口、福祉関連団体及び建築関連団体を通じた広報活動を実施していきます。

表 木造住宅耐震シェルター整備費補助事業

概要	補助対象
昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅の耐震シェルター整備費用の一部を補助する。	新耐震以前の木造住宅で、本市が実施している「無料耐震診断」の結果、判定値が 0.4 以下、及び（一財）愛知県建築住宅センターが実施する住宅耐震診断において、得点が 40 点以下のもの

### (3)家具の転倒防止対策

大規模な地震時には、室内の家具の転倒により甚大な人的被害が発生する危険性があります。また、家具等の転倒は、住居からの避難時の障害にもなります。そのため、家具を固定する等の転倒防止対策が重要です。

本市では平成 24 年より支援を実施しています。この制度を広く周知するため、市の高齢者・障がい者窓口、福祉関連団体及び建築関連団体を通じて情報を提供していきます。

## 第6章 建築物の耐震化促進

### 1. 施策の方針

建築物は都市機能や生活基盤の基本であります。公共建築物はもちろんのこと、民間建築物である事務所や店舗、工場等の生産施設等は、大切な職場でもあります。建築物を地震から守るということは生活を守ることであり、その為には耐震化を促進する必要があります。

建築物に関しては、平成32年度までに耐震性のない対象建築物数を1/5に削減することを目標とした施策を実施します。

既存耐震不適合建築物の中でも特に特定既存耐震不適合建築物の所有者は、法により建築物について耐震診断を行い、耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。

本市においては所有者に対し、耐震化の必要性や効果のみならず、国の支援制度についての周知啓発を行うとともに、耐震化に向けての支援策を検討していきます。

## 2. 耐震化の促進

民間の特定既存耐震不適格建築物等については、耐震化促進のため各種制度が設けられています。本市では、これらの制度の周知及び活用を検討していきます。

### (1) 市で実施している支援策

#### 地区集会施設耐震診断費補助事業

表 地区集会施設耐震診断費補助事業

概要	補助対象
昭和56年5月31日以前に着工された地区集会施設について実施される耐震診断者による診断費の一部を補助する事業	地域住民がコミュニティ活動に使用する地域が所有する地区集会施設

### (2) 各種補助制度の概要

#### ① 耐震診断

##### ア 建築物の耐震診断費補助事業<sup>※1</sup>

表 建築物の耐震診断費補助事業

概要	補助対象
昭和56年5月31日以前に着工された防災上重要な建築物及び特定既存耐震不適格建築物について実施される耐震診断者による診断費の一部を補助する事業	愛知県地域防災計画に掲載された民間の避難所、救急病院、救急診療所 建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条各号の民間建築物

※1 本市においては、この制度の活用を検討していきます。

##### イ 要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助事業<sup>※2</sup>

表 要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助事業

概要	補助対象
要緊急安全確認大規模建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助する事業	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」附則第3条第1項の民間建築物

※2 本市の対象建築物においては耐震診断を実施済です。

## ウ 要安全確認計画記載建築物耐震診断費補助事業

### A 防災上重要な建築物の耐震診断費補助事業<sup>※1</sup>

表 防災上重要な建築物の耐震診断費補助事業

概要	補助対象
防災上重要な建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助する事業	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第1項第1号の民間建築物

※1 本市においては対象建築物はありません。

### B 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断費補助事業<sup>※2</sup>

表 通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断費補助事業

概要	補助対象
昭和56年5月31日以前に着工された通行障害既存耐震不適格建築物について実施される耐震診断者による診断費を補助する事業	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条第1項第2号の民間の通行障害既存耐震不適格建築物

※2 本市においては対象建築物はありません。

## ②耐震改修

### ア 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業

表 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業

概要	補助対象
要緊急安全確認大規模建築物について実施される耐震改修費の一部を補助する事業	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」附則第3条第1項条各号の民間建築物

### イ 要安全確認計画記載建築物の耐震改修費補助事業<sup>※3</sup>

表 要安全確認計画記載建築物の耐震改修費補助事業

概要	補助対象
要安全確認計画記載建築物について実施される耐震改修費の一部を補助する事業	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第7条各号の民間建築物

※3 本市においては対象建築物はありません。

## (2)建築物に係る耐震改修促進税制

耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、①耐震改修をした場合の所得税・法人税の特別償却、②既耐震改修をした場合の固定資産税の減額という特別措置が講じられています。本市では、これらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう情報提供を行い、耐震化の促進を図ります。

## (3)特定既存耐震不適格建築物等(民間)への周知及び指導等

特定既存耐震不適格建築物及び愛知県の建築物耐震改修促進計画に記載されている要安全確認計画記載建築物の所有者に対する必要な指導は、所管行政庁\*等が行うこととなります。この中でも要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物は、診断結果が公表されます。

本市は、特定既存耐震不適格建築物等の所有者に対し耐震化状況の確認、必要性の周知を随時実施していきます。特に誘導路沿いの対象建築物については、所有者への周知がこれまで不十分であるため、早急に情報収集をはじめとした対応の実施を検討していきます。

\*犬山市の所管行政庁は愛知県です。

## 3. 市有施設

旧計画において定めた要耐震化建築物等は、全てを耐震化することを目指して、計画的に耐震化を実施していきます。

## 第7章 関連する安全対策の取組

### ①ブロック塀対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすこととなります。このため、ブロック塀の危険性について、パンフレットやホームページ等において市民に周知すると共に、地域からの耐震化促進の取組みを推進していきます。

また狭隘道路対策と連携して、道路後退部分のブロック塀を取壊し、後退部分より敷地側に植栽帯を設ける等、想定される地震被害の軽減を図ることは合理的な方法といえます。他自治体では、このような対策について補助金による支援を行っており、本市においてもこのような支援について検討をしていきます。

### ②窓ガラス・外壁材の落下防止対策

窓ガラスについては、窓に飛散防止フィルムを貼る等の対策普及を図るとともに、外壁の改修工事による落下防止対策について、チラシやパンフレット等を活用し、建物所有者への普及啓発を引き続き行っていきます。

### ③屋外広告物の安全対策

屋外広告物については、広告物掲出許可時点等の機会を捉え、チラシの配布、点検実施の報告を求める等、県との協力体制により、適切な設計・施工や維持管理についての啓発を引き続き行っていきます。

### ④天井等の落下防止対策

不特定多数の利用する大規模空間をもつ建築物の天井は、崩落防止対策を行うようチラシやパンフレット等を活用し、施設の所有者及び管理者への普及啓発を引き続き行っていきます。

### ⑤エレベーターの閉じ込め防止対策

地震発生時のエレベーター閉じ込め防止対策として、管理者、保守会社等の施設管理者に対して、エレベーターの安全性の認識、閉じ込められた場合の対処・復旧方法等に関する知識の普及をチラシやパンフレット等を活用して行っていきます。

### ⑥相談窓口の継続

本市では、今後も住宅・建築物の耐震化を始め、建築全般についての相談に応じるとともに、県及び関係団体と協力して、耐震化を始めとした住宅の相談に適切に応じていきます。

### ⑦地域ぐるみ耐震化支援

耐震化のために、住宅・建築物の個々の所有者等が自主的・積極的に取り組む必要がありますが、建築物の倒壊や出火、延焼等による二次災害を防止するためには地域が連携して地震対策に取り組むことも大切です。町内会等を中心とした地域ぐるみで耐震化についての説明会や勉強会等の開催支援や情報提供等をしていきます。

### ⑧耐震出前講座

東北地方太平洋沖地震をきっかけに国において「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」が平成24年5月から実施され、「防災教育の指導時間の確保」の必要性が示されています。今後を担う次世代へ防災文化を伝承する効果や、児童・生徒を通じた家族への普及効果が期待できるため、本市においても児童・生徒向けの耐震出前講座を実施し防災教育を実施していきます。

# 第8章 計画の達成に向けて

## 1. 耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅及び建築物の耐震化・減災化を促進するためには、何よりも住宅及び建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として認識し、対策を講じることが重要です。加えて、各地域毎に建築物の耐震化・減災化向上による地震に強い地域づくりの推進も必要になってきます。各地域の現状に応じた地震に強い地域づくりには、町内会や各種まちづくり団体等の取組みが重要になると考えます。また、建築士や工務店等の建築物の耐震化の専門家については、その専門的な見地から所有者等への適切なアドバイスにより耐震化・減災化を支えることが求められます。

国や愛知県及び本市は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取組みをできる限り支援します。また、これまで以上に迅速かつ確実に耐震化を実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等に取り組む、耐震診断受診者へのアンケート調査で明らかとなった、耐震化を進める上での課題を解決していくことを基本とします。

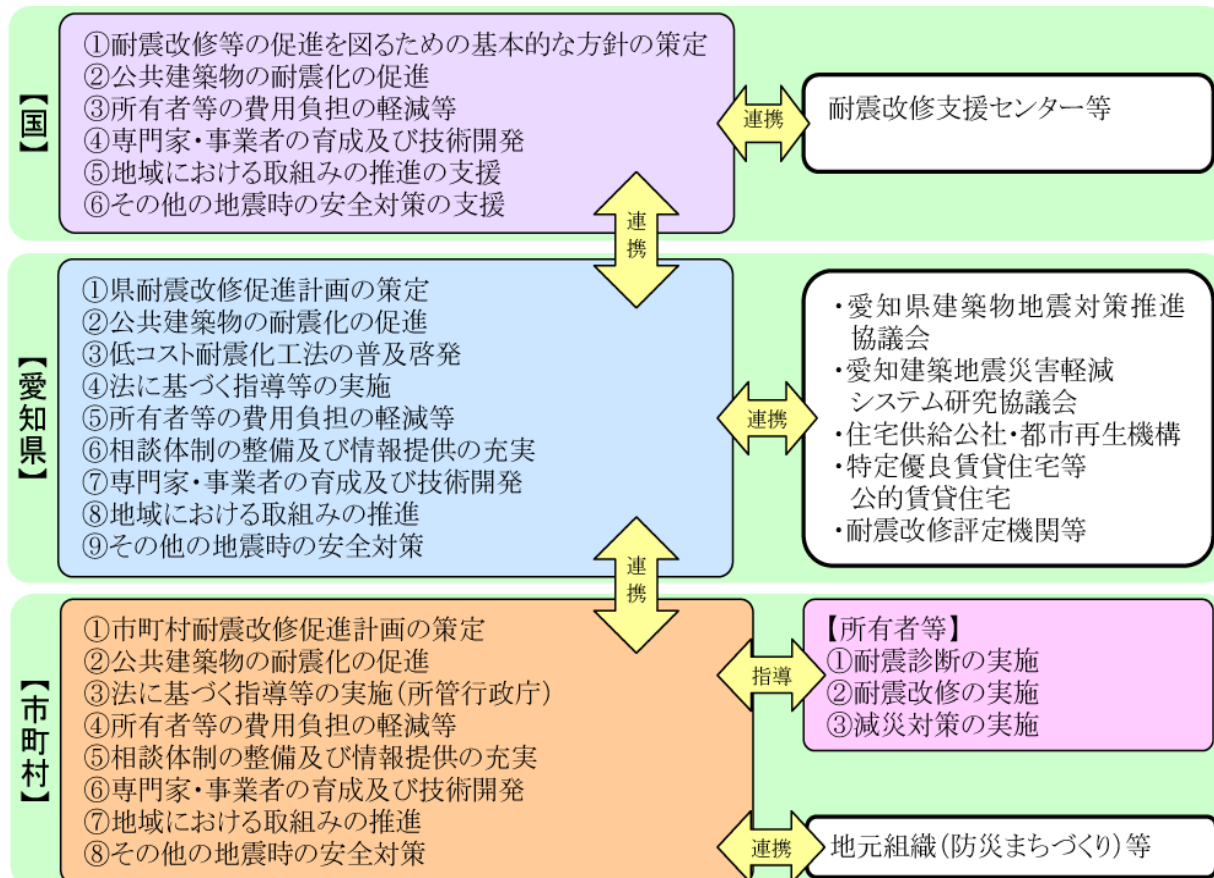


図 国・県・市町村・所有者等の役割分担 (資料：県計画)



## 2. 計画のフォローアップ

本計画期間は平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間です。この期間において、今後も、新たな法改正や上位計画である県計画、犬山市地域防災計画の改訂等の状況に合わせて随時見直しを行っていきます。

また、社会状況の変化、技術の革新等による状況の変化に適宜対応するため、本計画に基づいて啓発を実施していくとともに、各年度の耐震改修費補助事業の実績、住宅・土地統計調査の結果を利用した推計、特定既存耐震不適格建築物台帳等の更新等を通じて進捗状況の確認を行っていきます。

# 資料編

## 1. 耐震診断受診者へのアンケート調査結果

### (1) 調査概要

#### ① アンケート名

住宅の耐震化に関するアンケート調査

#### ② アンケート対象者

平成 20、22、25 年度に犬山市で実施した民間木造住宅無料耐震診断の受診世帯

#### ③ アンケート実施期間

平成 27 年 12 月 11 日（調査票送付日）～平成 27 年 12 月 21 日（回答締め切り日）

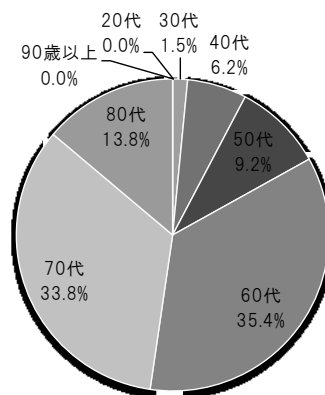
#### ④ アンケート回収率

	調査対象戸数	回収率 (%)
記入済回収数	65	60.2
未記入回収数	0	
未回収	43	
アンケート送付数	108	

## (2) 回答者の属性

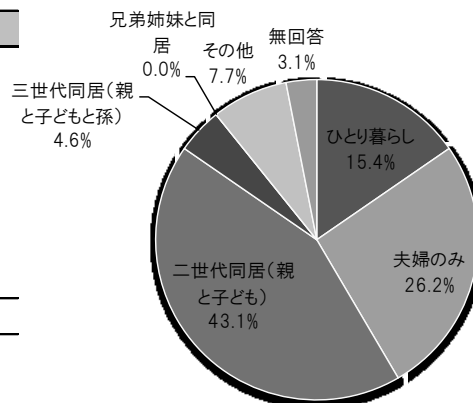
設問1 回答者の年齢を教えてください。

回答項目	回答数(件)	回答率(%)
20代	0	0.0
30代	1	1.5
40代	4	6.2
50代	6	9.2
60代	23	35.4
70代	22	33.8
80代	9	13.8
90歳以上	0	0.0
N	65	100.0



設問2 同居の家族構成と同居家族の人数を教えてください。

回答項目	回答数(件)	回答率(%)
ひとり暮らし	10	15.4
夫婦のみ	17	26.2
二世帯同居(親と子ども)	28	43.1
三世帯同居(親と子どもと孫)	3	4.6
兄弟姉妹と同居	0	0.0
その他	5	7.7
無回答	2	3.1
N	65	100.0



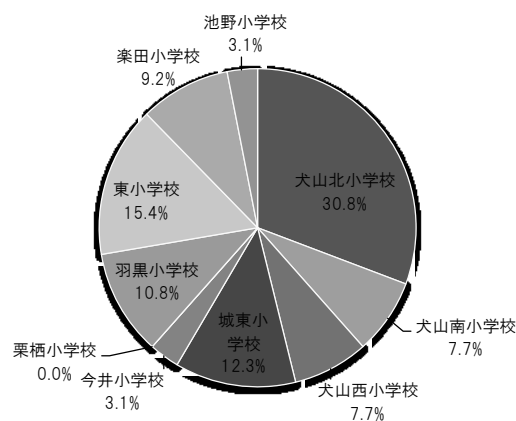
〈同居人の人数〉

同居人数	回答数(件)
2人	7
3人	11
4人	9
5人	5
6人	1
7人	1
8人	0
9人	1

N=35

設問3 耐震診断を受診した住宅がある小学校区はどちらですか？

回答項目	回答数(件)	回答率(%)
犬山北小学校	20	30.8
犬山南小学校	5	7.7
犬山西小学校	5	7.7
城東小学校	8	12.3
今井小学校	2	3.1
栗栖小学校	0	0.0
羽黒小学校	7	10.8
東小学校	10	15.4
楽田小学校	6	9.2
池野小学校	2	3.1
N	65	100.0



### (3)耐震化に関する市の取組みについて

設問4 市の民間木造住宅の無料耐震診断を知ったきっかけは何ですか？（いくつでも）

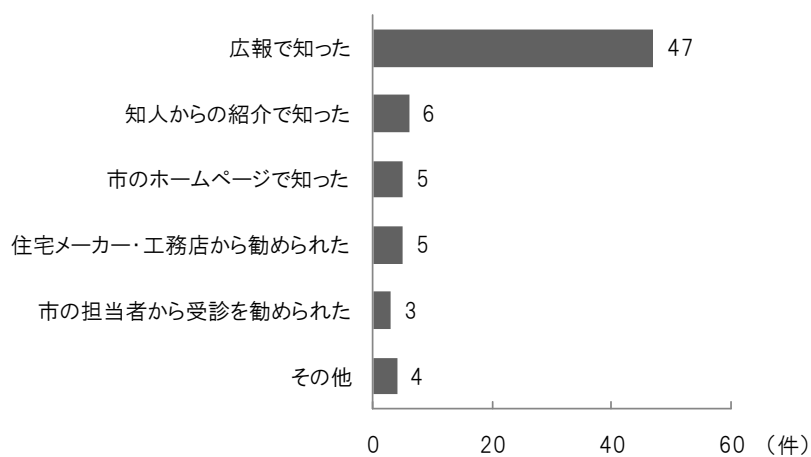
広報を通じて無料耐震診断を知った世帯が主であり、72.3%を占めている。

回答項目	回答数（件）	回答率（%）
広報で知った	47	72.3
知人からの紹介で知った	6	9.2
市のホームページで知った	5	7.7
住宅メーカー・工務店から勧められた	5	7.7
市の担当者から受診を勧められた	3	4.6
その他	4	6.2

〈その他回答〉

N=65

- ・ 建物の耐震について相談した設計事務所から無料耐震診断の制度を教えてもらった。



設問5 市の民間木造住宅の無料耐震診断を受診した理由、きっかけは何ですか？

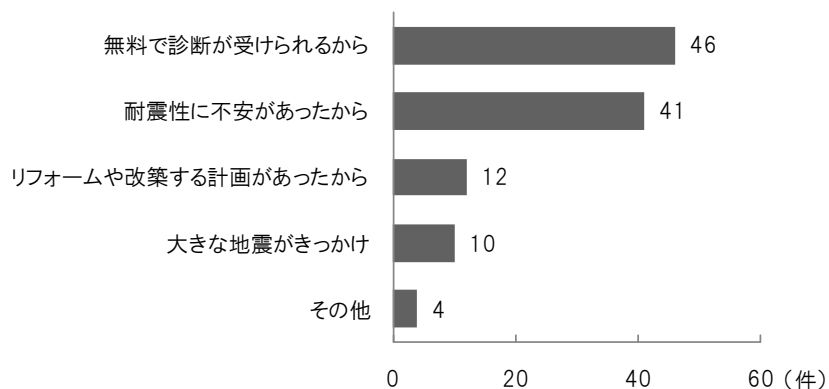
耐震性に不安を思っており、かつ診断が無料であるために受診した世帯が多い。

回答項目	回答数（件）	回答率（％）
無料で診断が受けられるから	46	70.8
耐震性に不安があったから	41	63.1
リフォームや改築する計画があったから	12	18.5
大きな地震がきっかけ	10	15.4
その他	4	6.2

〈その他回答〉

N=65

- ・耐震性の程度（数値）を知りたかったため。
- ・昭和56年以前の建物であるため。
- ・家が古いため。



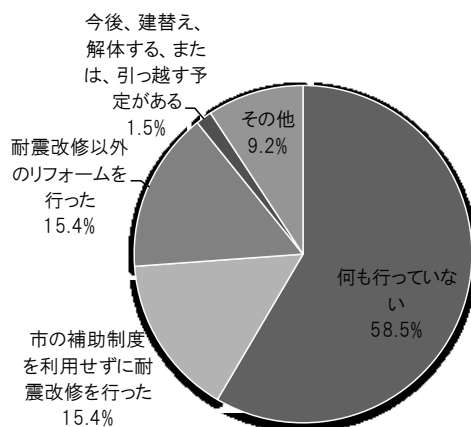
設問6 市の民間木造住宅の無料耐震診断後の対応について教えてください。

回答者の半数以上である 58.5%の世帯が無料耐震診断後に耐震化対策を何も行っていない。また、市の補助制度を利用せずに耐震改修を実施している世帯と耐震改修以外のリフォームを行った世帯がそれぞれ 15.4%を占めている。

回答項目	回答数（件）	回答率（%）
何も行っていない	38	58.5
市の補助制度を利用せずに耐震改修を行った	10	15.4
耐震改修以外のリフォームを行った	10	15.4
今後、建替え、解体する、または、引っ越し予定がある	1	1.5
その他	6	9.2
N	65	100.0

〈その他回答〉

- ・市の補助制度を利用して耐震改修を行った。
- ・市の補助を受け耐震改修を行った。
- ・200 万以上かけないと補助が出ないということだったので、実費で耐震とリフォーム改修した。
- ・現在耐震改修中。
- ・耐震性のない建物以外に耐震性のある建物があるため、耐震改修は行っていない。
- ・耐震工事の見積りを出してもらったが、予算をかなり上回ったため耐震改修は行っていない。



設問7 建替え、解体、耐震改修を行っていない理由、または市の補助制度を利用せずに耐震改修を行った理由について教えてください。(いくつでも)

「費用が負担できない」や「耐震改修補助額が少ない」という理由への回答率が最も高く、費用面で耐震改修を実施できていない人が多くなっている。

次いで「耐震改修工事や、費用、工事期間、施行業者がわからない」という理由への回答率が高いことから、耐震改修を実施するにあたっての情報が、市民に周知されていないようである。また、「補助申請手続きの時間や手間がかかる」という理由への回答率も高くなっている。このことから、耐震改修を実施するための環境整備に加えて、その手法について情報提供の充実を図る必要があるようだ。

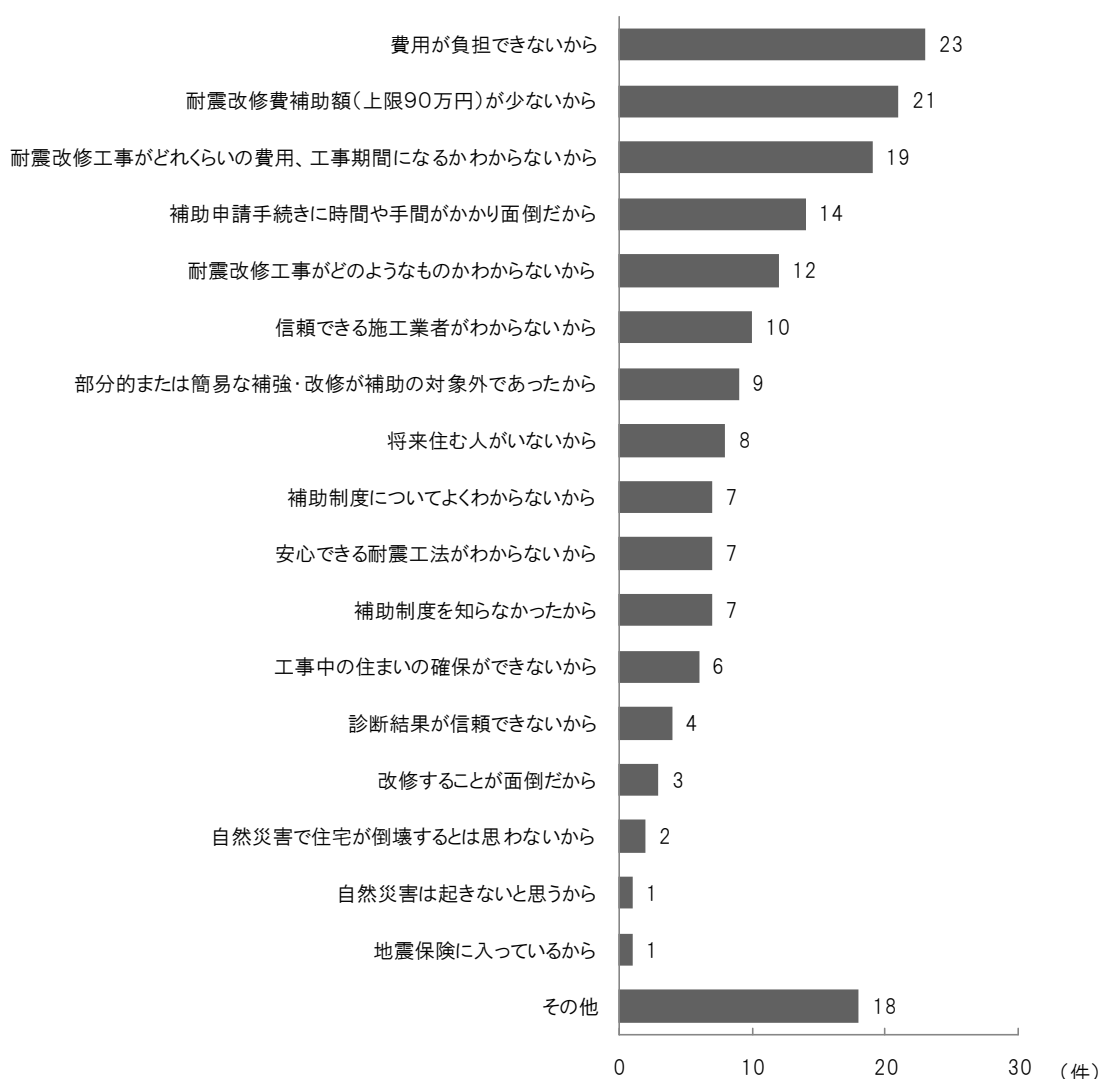
回答項目	回答数(件)	回答率(%)
費用が負担できないから	23	38.3
耐震改修費補助額(上限90万円)が少ないから	21	35.0
耐震改修工事がどれくらいの費用、工事期間になるかわからないから	19	31.7
補助申請手続きに時間や手間がかかり面倒だから	14	23.3
耐震改修工事がどのようなものかわからないから	12	20.0
信頼できる施工業者がわからないから	10	16.7
部分的または簡易な補強・改修が補助の対象外であったから	9	15.0
将来住む人がいないから	8	13.3
補助制度を知らなかったから	7	11.7
安心できる耐震工法がわからないから	7	11.7
補助制度についてよくわからないから	7	11.7
工事中の住まいの確保ができないから	6	10.0
診断結果が信頼できないから	4	6.7
改修することが面倒だから	3	5.0
自然災害で住宅が倒壊するとは思わないから	2	3.3
地震保険に入っているから	1	1.7
自然災害は起きないと思うから	1	1.7
その他	18	30.0

〈その他回答〉

N=60

- ・基準値に達する工事をしないと補助金が出ないと聞いた。最低限でも補強したいと思っても、それでは補助金がもらえないので困る。
- ・社会福祉法人が運営するグループホームは、市の補助金を利用できないことや、その他の補助金を利用する場合も、自己負担するための資金的余裕がないため。
- ・診断で費用が700万円と言われたため。
- ・補助金内で耐震化が行えるとその時に耐震診断時に言われたため、今後申請が認められれば補強を考えたい。
- ・自宅が古く(昭和48年の建物)、補強に費用をかけるよりも建替えがいいと思うが、費用を捻出できない。
- ・建替えの必要があったから。
- ・近い将来家を建てる予定だから。
- ・近い将来、大規模改修を計画しているので、その時に耐震化を行う。

- ・他に住居を移した為。建替えより安価だった。
- ・将来が分からないため。
- ・将来、娘夫婦がどうするか分からないから。費用負担については金額次第。
- ・補強により明るい間取りが暗くなってしまうため。
- ・診断結果を踏まえて耐震化改修を申請したが、追加工事が必要とのことだった。追加工事期間を合わせると、工事完成が遅れ、入居時期に間に合わないため、やむを得ず利用しなかった。
- ・耐震診断者が補助有無、及び費用、施行者等連絡するとの事で、現在待っている。
- ・孫と二人での生活で不安であり、早く耐震化したかったため、市の補助制度を利用せずに耐震改修を行った。



※設問6で、1か2か3を選択した人が回答対象(N=58)であったが、設問7で4または5を回答した2名も集計に含めた。(N=60)



設問 8 今後いつ発生するかわからない自然災害等による住宅への被害から生命、財産を守るため、市の施策として取り組んでいくべきだと思うことは何ですか？

「補助額の増加」への回答率が最も高く、次いで「補助が受けられる対象工事の拡大」、「耐震改修費補助と耐震シェルター整備費補助の継続実施」への回答率が高いことから、所有者の費用負担の軽減を図るための施策が求められる。

また、「家具固定支援」といった、簡易的な方法で安全性を確保する施策への要望が高い。

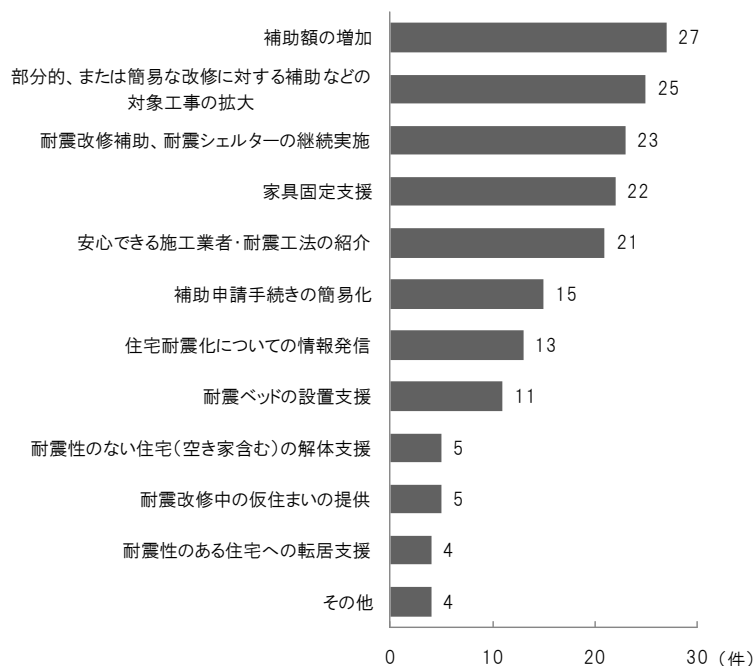
その他、「安心できる施工業者・耐震工法の紹介」や「補助申請手続きの簡易化」、「住宅耐震化への情報発信」への回答率が高いことから、耐震改修を実施しやすい環境を整え、手続きに必要な情報を周知する施策が求められる。

回答項目	回答数（件）	回答率（％）
補助額の増加	27	41.5
部分的、または簡易な改修に対する補助などの対象工事の拡大	25	38.5
耐震改修補助、耐震シェルターの継続実施	23	35.4
家具固定支援	22	33.8
安心できる施工業者・耐震工法の紹介	21	32.3
補助申請手続きの簡易化	15	23.1
住宅耐震化についての情報発信	13	20.0
耐震ベッドの設置支援	11	16.9
耐震改修中の仮住まいの提供	5	7.7
耐震性のない住宅(空き家含む)の解体支援	5	7.7
耐震性のある住宅への転居支援	4	6.2
その他	4	6.2

N=65

〈その他回答〉

- ・直ぐにでも耐震工事をやりたいが、どの様に行動したら良いか全くわからない。
- ・解体支援はもちろんのこと、丈夫な家を建てるための対策もお願いしたい。
- ・補助、支援は全て税金であることを頭に置きたい。



第 2 次犬山市建築物耐震改修促進計画（案）

平成 28 年 3 月

発行：犬山市役所

編集：犬山市役所都市計画建築課

住所：〒484-8501

愛知県犬山市大字犬山字東畑 36

TEL：0568-61-1800（代）